

令和 8 年第 1 回 邑楽町議会定例会議事日程第 2 号

令和 8 年 3 月 4 日（水曜日） 午前 10 時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（１４名）

1 番	山 本 裕 子	議員	2 番	三ツ村 由 紀	議員
3 番	武 井 清 二	議員	4 番	新 村 貴 紀	議員
5 番	神 山 均	議員	6 番	蟹 和 孝 一	議員
7 番	佐 藤 富 代	議員	8 番	小久保 隆 光	議員
9 番	黒 田 重 利	議員	1 0 番	瀬 山 登	議員
1 1 番	松 島 茂 喜	議員	1 2 番	塩 井 早 苗	議員
1 3 番	原 義 裕	議員	1 4 番	松 村 潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
関 口 春 彦	副 町 長
小 林 淳 一	教 育 長
石 原 光 浩	総 務 課 長
横 山 淳 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
矢 島 規 行	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
田 中 敏 明	健 康 づ く り 課 長
松 崎 澄 子	子 ども 支 援 課 長
金 井 孝 浩	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 島 拓	商 工 振 興 課 長
石 原 薫	建 設 環 境 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
野 中 和 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
川 島 隆 史	学 校 教 育 課 長
藤 田 和 良	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○松島茂喜議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前10時02分 開議〕

◎一般質問

○松島茂喜議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 新 村 貴 紀 議 員

○松島茂喜議長 4番 新村貴紀議員。

〔4番 新村貴紀議員登壇〕

○4番 新村貴紀議員 今モニターのほうに通知を発信しましたので、ご確認ください。

おはようございます。議席ナンバー4番、新村貴紀です。通告に従いまして、一般質問を行います。初めに、今モニターに映しております光善寺蓄電所計画についてですが、1月30日に毎日新聞の地方版でこの記事が取り上げられました。この問題につきまして、今回町執行部及び町長に確認させていただきたいと思います。

まず最初の質問なのですが、光善寺蓄電所計画について、1月20日より事業者は建設工事を開始しましたが、邑楽町に対して開始する旨の連絡はあったのでしょうか。担当課長にお聞きします。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

事業者から町に対し、1月20日から工事を開始するという事前の連絡はございませんでした。本計画については、法令に基づく届出が必要な範囲において手続が行われておりますが、工事着工そのものについて、町への報告を義務づける規定が現状ないため、地域住民からの連絡により把握した次第でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

事業者から連絡はなかったということなのですが、事業規模とかいろいろな機材とかで、ここ私も現場を見てきたのですけれども、農道で、普通車であれば交互に通れると思うのですけれども、大型車、大型の機械とかを置かれてしまうと、道的に通行の妨げになったり、今農業はこの地域も白菜とか田んぼとか広がっていたりする地域ですから、先ほど報告義務はなかったということな

のですけれども、願わくば事業者のほうに、この蓄電所だけではないのですけれども、工事とかあるときは町とかに連絡があったほうがいいのかと。通常であれば、事業者さんがそこは気を遣っていただければなということです。

次の質問になりますが、事業者側から邑楽町に対して、工事中の住民に対しての安全対策及び昼間、夜間などの騒音対策、道路を使用するに当たり、近隣の農作業を妨げないような具体的な話などはあったのか、また上記の内容について助言しているかということということで、上の質問とつながってくるのですけれども、これから工事がどれだけ長期間になるのか、短期でやるのか、私も分かりませんが、工事になってきますと、これ蓄電所ということで、私もほかのところを確認してきました。太田市でも蓄電所が何件かあって、コンテナ型というふうな話をお聞きしていますので、かなり大型のトレーラーとかで運んだりするでしょうし、コンテナを使うということで、そこでコンテナを組み立てるかどうかというのは分からないのですけれども、組み立ててあるやつを持ってくるとすれば、かなりクレーンとか重機が入ると思うのですけれども、その間、今3月になりましたが、4月、5月、6月と、どんどん田植とか、あと白菜とかいろいろ今のところ植えているのは見ているのですけれども、農作業とか、そういうのが始まってきて、そこで通行の妨げとかいろいろなことがあると、農作業に支障が出ると思います。

また、住宅地に隣接していますので、音とかがかなりうるさくなりますと、昼間、夜間などに対してもある程度配慮していただきたいなと思います。昼間とかだといいいのではないかなという話もあるのですけれども、この地域は交代勤務者も多い地域ですので、昼間睡眠を取られている方とかもいらっしゃいますので、そういうところというのは、今回の工事だけではないのですけれども、このような工事があった場合に対して、町としてはどのような助言指導をしているのか、担当課長にお聞きします。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

まず、事業者から町に対し、騒音対策や工事車両の通行に関する詳細かつ具体的な説明というのは、現時点では正式には受けてはおりません。しかしながら、町としても、近隣住民の生活環境に及ぼす影響を最小限にするよう、適切な配慮を求めています。具体的には、指導要綱というものがあまして、周辺住民の公害の防止及び対策等で、騒音、振動、それから工事中の土砂運搬等についての通行、児童生徒等の通学の時間帯、また深夜の搬入搬出、あと農作業については、農薬等の使用により悪影響を及ぼさないように措置を取ってほしいと、こういったようなことをそちらの要綱に基づいて相談等あればしているという状況になります。今後にも必要に応じ、周辺の農作業などへの支障や生活環境への負担を軽減するよう助言を行ってまいりたいと考えております。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

この間、工事が始まるまでもいろいろ事業者との説明会とかがあったというのはお聞きしておりますし、私も1回だけ参加させていただいています。この中で、区長さんとかも話し合いをしていくということですとずっと話している中で今回1月20日から始まったということなのですけれども、私も多分出たときに、記憶なのですけれども、事業者側に対しまして、この光善寺の区長さんからいろいろ話があった中で、今後も説明会を続けていきたいと思いますという中で、現場の責任者の方からの発言で、強引な工事はしませんと。企業側ですから、これを建設したいという気持ちはずっと変わらないと。ただ、強引な工事は行わないというような話を聞いたと思いますし、その中で住民の方が話した中では、住民の方に事業者さんが話した内容としては、住民の方のこちらの事業者の責任者である社長さんに来てほしいという話の中で、今現在来ている我々社員は社長から全て一任されていますので、私たちの発言は社長と同じ、同意見ですということだったのですけれども、このときにたしか町の役場の職員の方も説明会に参加されていたと思うのですけれども、町の職員の方も同じように強引には進めないというふうに聞いたのかなと。そういう認識だったのかなというのを今回改めてお聞きしたいのですが、担当課長、よろしくお願いします。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

その説明会のほうに私も出席、参加させていただきました。その際、事業者側からの説明の中では、住民の理解がなかなか得られないような会場の状況でした。今後の話として、強引な工事は進めないと。まだまだ話し合いをしていくというような中での会議というか、説明会の内容だったのかなと。議員のおっしゃるとおりの認識であります。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

説明会は、私が行ったときも70名近い方が来られていて、紳士的に事業者に対していろいろ質問したりしていたのを私も確認しております。その中で、紳士的に行われている中で、先ほどのように強引に工事はやらないという中で1月20日に一方的という形になってしまったのですが、そうなりますと本来信頼関係で信用してやっているところがどんどん難しくなっていくということで、どんどん町民の皆さん、近隣の皆さんの疑念というのが膨らんでいると思います。今もう工事が始まっている状況なのですけれども、町としては、このような状況になってしまったという残念な状況なのですけれども、地域の皆さんの安全、工事中及び建設後に対しても、定期的にしっかりと問題がないとか法的な違反がないかというのが発生した場合は、邑楽町として関係する行政機関と連携を取って、きちんと指導助言していくのかということと、この事業者は、FIT法、要するにFITという補助金、国の経済産業省資源エネルギー庁からの補助金を受けずにやるということなので

すけれども、F I T法に沿って認定を取得するという場合になりますと、今いろんなところで自然エネルギーとか再生エネルギーなどが問題になっていまして、いろいろな問題が発生しています。F I T法によれば、重大な変更があったとのことで、改めて住民説明会とか、事業者が替わるとか何か装置とか入れ替えるということでも、F I T法にもし属していれば、きちんと説明会を開かなければならないということになっています。この件に関しまして、もしこの事業者が、仮の話になりますが、F I T法の承認を受けて、何か変更があった場合には直ちに近隣住民に対して説明会をするように指導するというお考えは町としてあるでしょうか。担当課長にお伺いします。

○松島茂喜議長 新島都市計画課長。

〔新島輝之都市計画課長登壇〕

○新島輝之都市計画課長 お答えします。

まず最初に、住民の安全のためのというところで、そういった建築工事中、それから建築後の町のそういった対応というところに対して連携をされていくか、そのような質問でした。まず、それについてなのですが、光善寺地区に限らず、現在都市計画課のほうで土地利用、土地の活用について、町のほうへ事前にそういった開発的な申請があったものに関しては、定期的な見回りを行い、申請内容と異なる実態がそのとき確認された場合は、口頭注意や通知による是正指導を現在行っております。今後も問題行為が認められる場合には、行政区、警察、消防をはじめ、県の土木事務所、今回は蓄電所ということなので、経済産業省などの関係機関と速やかに連携し、厳正に対応してまいりたいと考えております。

それから、2点目、F I T法の関係なのですが、現時点ではF I T認定を行えない事業と今回の光善寺については聞いておりますが、今後F I T認定を取得する動きがあった場合、法令等に該当する場合には、国の事業計画策定ガイドラインに基づき、適切に周辺住民への事前周知、それから説明会の開催、こういったものを求めてまいりたいと考えております。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

今回の蓄電池に対して、国の管轄省庁のほうにいろいろ回答を求めまして、こういう場合どういふふうな形がいいのだろうかということで、町にもその経済産業省及び環境省の回答をお見せしてあります。その内容を見ますと、いろいろ書いてあるのですが、邑楽町に条例があれば事業者に対して助言指導はしていくとのことで、邑楽町に何かそういう条例、環境条例とか、そういうことで規制するところがあれば、国からもきちんとその事業者に対してはその町の条例に従ってくださいということだそうです。

今後2月、ヤード条例が出て、何か10月頃執行だという話がちらほら出ているのですが、国とか県って、どうしても国は日本全国、大きなことを考えて法律をつくらなければならない、抜けが出てしまうと。県に対しても、群馬県全体ですから、それを全てカバーするというのはなか

なか難しいということです。先ほどお話しさせていただいたように、邑楽町で独自に町に合った条例があれば、そこでいろいろな話ができると思います。邑楽町として、今度ヤード条例も2月に出ますが、それから環境条例ということになると思うのですけれども、先ほど言ったヤード条例や太陽光とかいろいろな問題があると思います。その中で、邑楽町の環境を守るために環境条例全体の再整備をして、これかなり前につくった条例なのですね、私も見ると。再度今の状況に即した条例にする時期ではないかと思うのですが、町長、その点について質問させていただきます。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

この光善寺地区におきます蓄電所の建設に関しまして、地域住民の皆様が非常に大きな不安を抱えているということにつきましては、町のほうとしても十分認識をしております。この蓄電所をはじめ太陽光、風力、水力など多くの再生可能エネルギー事業につきましては、電力事業法、それから消防法等の法令に基づく手続で進められるため、町は設置を止める直接的な権限を持っていないというのが実情であります。しかしながら、町には土地開発指導要綱というものがございまして、1,000平方メートル以上を超える土地の開発に関しまして、事前協議の窓口届出の段階で、都市計画の開発許可の必要性、建築基準の確認申請の必要性であるとか環境影響の確認などを通じて、一定の条件づけや調整を行うことが可能であります。今回も当初対象となる1,000平方メートルを超える面積であったため、町のほうは事業者のほうに、住民説明会の開催であるとか住民との合意形成を図るよう、対応を促してきたところであります。

お尋ねの町の環境を守るためにも既存の環境条例などの全体の再整備を図る必要性についてということでもありますけれども、現在国におきまして、蓄電池施設に関する火災、騒音の技術上の基準整備が進められている段階ということで、町独自の条例整備につきましては、こうした国の基準、あるいは先ほど議員がおっしゃった群馬県で施行予定のヤード条例との重複、また抵触を避ける必要があるため、今後も国の動向、他自治体の先行事例等を精査しまして、町の環境を守るために必要性があれば、条例のさらなる強化などの再整備を含めて、実効性のある対応を図りたいと考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 町長、ありがとうございました。

確かに条例という話もある。本当にこれ私にとっても悲しいと思うのです。ほとんどの事業者さんは真面目にやっていますし、きちんとマナーも守っていただいています。どうしても一部の事業者さんとかでその部分をやっていただけないことになるとう条例とか法律をつくらなければいけないということなのですが、その法律とかをつくらなくても事業者さんがきちんと紳士的に対応して

いただければ一番いいのですけれども、今回反対署名もかなりの数が集まったという話はお聞きしています。町民の皆さんが不安にならないように、まず一番大切なのは民間企業がちゃんと住民の方とかに説明すると。本当に条例とか法律で決めなくてはならないというのは一番悲しい状態なので、そういうことがないように、今後も呂楽町としては助言指導をお願いします。ただ、どうしても守れないという方がいらっしゃった場合は、これ悲しいことなのですけれども、町独自の条例のほうでしっかりと町民の安全安心は守っていかなければいけないと思います。

次の質問に入らせていただきます。少々お待ちください。映りました。すみません。ありがとうございます。次の質問ですけれども、未成年者預かり施設の安全対策についてお聞きします。去年の今の時期、3月議会でたしか同じような質問をさせていただいたのですけれども、新たに毎日新聞の2月5日の特集記事ということで、群馬版なのですけれども、新たないろいろな事実が詳細に書かれていますので、再度、預かり施設に関して町の安全も含めて質問させていただきます。2004年、呂楽町の放課後デイサービス海の合宿事故について、先ほど言った毎日新聞で2月5日に特集記事が組まれ、題としては「問われる安全」から事故当時の状況は分かってきたということで。また、群馬県の調査があったとのことで、私も今回資料を請求し、この公開資料も含めて呂楽町での未成年者を預かる施設に対しての安全対策について伺いたいと思います。

まず最初なのですけれども、今回呂楽町も調査には県と一緒に同行していると新聞記事にも書かれているということです。群馬県の公開資料にも、呂楽町と一緒にその施設に同行しているというのは書かれていました。児童福祉法の条例では、病状が急変した場合には、速やかに医療機関に連絡し、必要な措置を講じることとなっている。これ2004年にこども家庭庁から出ています。この件について、事故発生当時、当該施設長は地元医療機関に搬送するよう指示したと書かれています。救急車を呼ぼうという職員さんの声もあったみたいなのですけれども、そちらにしたと。当初施設側からお話を町側も聞いたということをお聞きしていますので、その当時事故が発生してすぐに町に報告があったときに、その方の状況というか、その状態は、海から上がってきたときは軽度で、意識もあって、念のために病院に連れていこうという話だったのかなというところがちょっと疑問がありまして、なぜならば、そのとき私も全員協議会で話を聞いていまして、ご家族の方も処置に関しては適切だったということなののですけれども、こちらの新聞記事を見ると、何かそうではなさそうな内容ですので、これ副町長もお聞きしていたと思うので、副町長、回答をお願いします。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 お答えいたします。

県の調査等に立ち会いましたのは担当者、係長、課長でありますけれども、その報告については伺っています。その中では、その状況の軽度とか緊急だとか重度というようなことではなくて、そのときの具体的な状態、朝は元気、健康状態だったとか、そういった休憩を取るきっかけとなった

のが、本人が唇の色が紫色になっているのに気がついたとか、そういったようなことで説明を受けているということでございます。顔色が悪くても、会話というか、呼びかけに応えられたりとか、意識もあったというようなことが当初の状況だったというふうに調査の立会いの中では聞いているということでございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

会話もできたということで、今の話のニュアンスから、私個人的に聞くと、それほど重度のような意識レベルではなかったのかなというような感じに副町長と町側も聞いたのかなと思います。ただ、結果的には死亡事故ということになってしまいまして、そのような場合、事故後の対応に対して毎日新聞の特集記事で述べている。こちらの特集記事ですが、埼玉県のスリープを運営する方から対応が書いてあって、重要だと思いますが、これに対して、内容を担当課長も見えていただいたと思うのですけれども、やはりこのような対応を取っていくというのが適切なかどうか、その部分をお答えください。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

新聞記事の事業所は、経験や体験を通して子どもたちの可能性を広げようと様々な活動を行っております。きちんと事故が起きたときの対応も想定しており、近隣の医療機関や子どものかかりつけ医との連携体制を整えていたり、全職員による救急救護訓練や研修会も実施し、細部までしっかり体制を整えておりました。放課後等デイサービスのニーズが増える中、子どもたちが安全に過ごせる居場所でなくてはならないこと、また人材不足も懸念されておりますが、国のガイドラインを遵守し、安全管理をしっかりと行ってほしいと助言してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

きちんと運営しているということで、町もそこは認識しているということですね。町全体で考えますと、今回の事故を受けまして、町には保育園、幼稚園、先ほど言った障害者施設、この経営者の方もいますし、小学校などもあります。先ほど言ったこども家庭庁の病状が急変した場合には、速やかに医療機関に連絡し、必要な措置を講じるということについて、これはもう邑楽町として全ての機関に通達済みであるかどうかに関しまして、副町長にお聞きします。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 お答えいたします。

町立の幼稚園、保育園、こども園につきましては、令和6年の国からの通達を受けまして、園長会議において、緊急時の対応についての緊急を要する場合の救急要請や、誰でもいつでも対応できるようにマニュアルの整備ということを再確認しております。また、小中学校におきましては、校長会等を通じてその通達を受けております。町立の施設以外につきましては、県の管轄下になっておりまして、それらについては県のほうから通達を行っているということで聞いております。

以上です。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

先ほどお話ししました特集記事の最後になるのですが、人手不足などもあり、全国的に補助が必要というのは、邑楽町の施設に関しても手当て等を行っていく必要が今後ともあるかと思えます。人手不足はやっぱり事故につながりやすいとか、そういうこともありますので、それに代わり町として積極的な安全や助言は、税金を投入しているということなのですけれども、税金を投入しているということもありまして、この件に関しまして町長にお伺いします。今後助言とか指導とかやはり町として積極的にしていくというお考えはありますでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、こうした児童発達支援施設の運営は、国や自治体が費用の9割程度を負担します障害児通所給付費という公費によっておりまして、利用者負担は約1割と、そういった厳しい財政運営の中でも全国的に職員の人手不足があるということが言われているようでございます。この人手不足が安全管理の不備につながってはいけませんので、安全管理を適切に行うための人件費、運営費、こうしたものをしっかりと確保できるように、診療報酬の加算などを通じて手当てされるということも聞いておりますけれども、個人的にはこういったものの引上げの必要性もあるのではないかなというふうに思っております。

先ほど担当課長、また副町長が答弁したとおりでございますけれども、令和6年の7月にこども家庭庁から出されました児童発達支援ガイドラインの安全管理対策を徹底して遵守していただくこと、これが大切でありますし、事業所ごとに安全計画の策定が義務づけられておりますので、これも策定するだけではなく、やはり職員間の中でこの内容をきちんと共有していくことが大切だろうと思っています。町内の施設でも、緊急を要する場面ではためらわず救急要請をすることや、誰でもいつでも対応できることが重要であることから、マニュアルの設置方法を工夫するよう、これも再確認したところであります。こうしたことは、事故が起きたからではなくて、定期的に町としても民間も含めた各預かり施設に対しまして、こうしたガイドラインの遵守、あるいはマニュアルの内容の再確認、これらは定期的に呼びかけていきたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

今回このような悲しい事故が起きてしまったということなのですがけれども、今後ほかの施設も含めて事故が起きないとは限らないです。あと、今回未成年者ということでしたけれども、高齢者を預かる施設もありますし、そういういろいろな施設へ常に町が助言していただいて、そういう何か緊急が起きたときの訓練、全ての施設に言えることは、何かあって、病気とかが急変したらば、ためらわずすぐに救急車を呼んで処置を取ることが大切なので、そのこの部分の指導等を今後も町としてしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午前10時46分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時00分 再開〕

◇ 神 山 均 議 員

○松島茂喜議長 5番、神山均議員。

〔5番 神山 均議員登壇〕

○5番 神山 均議員 お世話になります。議席番号5番、神山均でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、教育、子育て支援についてお伺いをいたします。子育て世帯に手当や給付金が支給されていますが、保護者に現金を支給するだけでは、子どもが本当に必要とする学用品に使われないケースがあると耳にしています。フードバンク等が結構広がっていますが、児童生徒に必要な文房具などの学用品を直接手渡す新たな仕組みが必要ではないでしょうか。

教育長にお伺いします。経済的な理由により、学習に必要な文房具などの学用品の備えが不足している児童生徒に対し、家庭の状況に左右されない教育機会の平等を保障するためにも、学校を窓口とした直接的な学用品を支援する事業の構築ができないもののでしょうか、お聞かせください。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

学校や教育委員会に余った学用品や文房具を寄附していただき、必要な家庭にそれを支給するといった方法も考えられると思います。なお、保護者や子どもたちが支援を申し出ることの心理的な

負担もあると思いますので、支給方法や支給場所等は十分考慮する必要があると考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。学用品が買えない子どもたち、なぜこうした思いをする子どもたちがいるのでしょうか。見過ごされている教育費の壁があるのでしょうか。

次に、小中学校における読書活動についてお伺いします。平成13年施行の子どもの読書活動の推進に関する法律第2条には、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであると、その極めて重要な意義が示されています。小中学校における児童生徒の読書活動の現状について学校教育課長にお伺いします。朝読書の実施状況についてご説明ください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

小中学校では、およそ週に1回ないし2回、1回当たり10分程度の朝読書を実施しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、再度学校教育課長にお伺いします。

小中学校における読書に関する取組についてご説明ください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

小学校では、先ほどの朝読書のほかに、読み聞かせの実施、図書室の利用促進のために、新刊資料の校内告知、児童がお薦めの本を手紙にまとめ、クラスの仲間や先生に送り合う図書室郵便の実施や、町立図書館と連携し、調べ学習用の図書の借り受けなどを行っております。中学校でも、先生や図書委員のお薦め図書の紹介や、絵本のポップ作成や掲示など、読書意欲を高める活動を図書委員会を中心に行っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 再度学校教育課長にお伺いします。

小中学校図書室の利用状況についてご説明ください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

小学校では、高学年は朝の図書室を8時から一定時間開放したり、週に1度、国語の時間を図書室の利用時間に設定したり、読書月間の取組としてイベントを開催したり、休み時間限定の行事を設定したりして図書室の利用を促しております。

中学校では、昼休みのクイズなどのイベントを開催したり、夏休み中の部活動前には生徒が自主場所として活用したり、授業中だけでなく、研修会や会議など、授業以外でも幅広く利用しております。また、本を借りる人だけでなく、借りはしないけれども、毎日図書室に来る生徒も多くいるようです。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。図書室に毎日来る生徒、それだけでも十分かなと私は思っています。

それでは、次でございますが、小中学校における図書整備費についてお伺いします。文部科学省が公立義務教育諸学校の学校図書館に設備すべき蔵書の標準として平成5年3月に定めた学校図書館図書標準は、各校とも達成しているとのこと。児童生徒が最新の知識や多様な価値観に触れるためには、古くなった蔵書の更新が不可欠です。新旧の入替え、つまり計画的な図書購入費の確保が必要ですが、ここ10年間の小中学校6校の図書整備費の年間総額はおよそ440万円から420万円と減少傾向のようです。必要な図書の更新には問題がないのでしょうか。子どもの知的好奇心に応えられているのか、質の面を心配しています。

再度学校教育課長にお伺いをいたします。小中学校の学校図書についての現状と課題についてお聞かせください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

現在少子化の影響から児童生徒数が減少傾向にあるものの、図書室の利用者は増えている学校もあります。本に親しもうとする子が増えている現状があるところです。また、図書室には、本を借りる子だけでなく、一息できる気分転換の場として利用する子もいます。学校司書が子どもたちと会話をすることで子どもたちの興味を捉え、ニーズのある本を図書室に配置できるよう、選書に生かしています。図書室では、蔵書の配分比率に合うように丁寧に選書を行っています。1冊ずつ選書しておりますので、大変時間のかかる作業となってしまいます。

また、子どもたちの成長を豊かなものにしてくれる大切な本ですので、廃棄についても、保存状態等も含め、厳選して行っており、こちらについても大変時間がかかってしまう作業となってしまいます。古いからとか、興味を持つ子が少ないからといった理由だけで廃棄をせず、子どもたちにとって価値の高い本を見極め、運営をしているところです。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。丁寧に選書しているということで、私も安心いたしました。

それでは、この件について町長にお伺いをいたします。子どもたちには、本を読んで言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけてほしいと願っています。現状小中学校において、蔵書の更新などが追いついていないのでしょうか。子どもたちの興味関心に応じた新しい本も含め、図書の蔵書を計画的に充実させていただきたく、学校図書購入に係る予算を増額できないものなのでしょうか。町長にお伺いをいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

公立の小中学校において蔵書の更新が適切に行われているのかということにつきましては、予算の範囲内で適切に行われているというふうに認識をしております。先ほど学校教育課長が答弁したように、この選書に関しては大変時間をかけ、丁寧に行っているということ、また図書室も配置できる本の総数というものが限られているものですから、購入した分は既存の本を廃棄という必要性も出てきますので、こうしたことから現状の予算内で購入している冊数がバランスが取れているものというふうに認識をしております。

また、令和6年度に図書室の電算化を行いまして、学校司書の業務改善が進んでいるところでございますけれども、それによって生み出された時間につきましては、児童生徒と関わる時間に充て、また図書室の運営に生かされているようでございます。今後につきましても、学校図書室の在り方、児童生徒の興味関心、幅広いニーズ等に応えながら、学校司書とも連携を図りながら適切な図書室の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。本を1冊買うことは子どもの未来への投資であると、そのような言葉を耳にしたことがございます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、引き続きでございますが、今度は生涯学習課長のほうにお伺いをいたします。子どもの読書活動について、子どもの読書活動の推進に関する法律において市町村子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。全国的には、各自治体の策定は進んでいるようです。本町の子ども読書活動推進計画の策定に係る現状をお聞かせください。

○松島茂喜議長 藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長 お答えいたします。

平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、全国的に多くの自治体で子ども読書推進計画が策定されております。群馬県では、平成31年4月に群馬県民の読書活動の推進に関する条例が施行され、子どもから大人まで全ての県民を対象とした読書活動の支援が明文化されました。その中で、市町村は図書館において地域の实情に合わせた住民の読書活動を支援するための環境整備に努めるものとするとしております。また、令和元年には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が施行されました。

近年では、子どもに限らず、住民全てを対象とした読書活動推進計画を策定する傾向となっております。邑楽町でも令和8年度中の読書活動推進計画策定を目指して、現在町民に対して読書に関するアンケートを実施しております。計画の策定に当たっては、生涯学習課のほか、学校教育課、子ども支援課、福祉介護課、健康づくり課の5課で連携協力をしながら進めております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。令和8年度中のというような話を聞きましたので、安心をいたしました。

それでは、教育長のほうにお伺いをいたします。町立図書館は、長年にわたり1人当たりの貸出冊数が県内第1位というすばらしい実績を残しています。関係する皆様に心より敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。この高い利用ニーズをどのように分析しておりますか、お聞かせください。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

住民1人当たりの貸出冊数が長年にわたって連続県内1位になっている理由といたしまして、町内の利用はもちろん、町外からの利用が多いといったことが挙げられます。令和6年度、図書館全体の貸出冊数の46.6%が町外の利用となっております。その利用が多い理由としまして、近隣の市町村からも来館しやすいことや、施設の天井が高く、明るく見通しがよいこと、様々なコーナーがあり、情報を発信していることや、利用者からの要望や問合せに対する職員の丁寧な対応があることなどがあると分析をしております。施設、資料、職員の3つの要素が利用者から支持されているとすれば、大変これは光栄なことだと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

それでは、生涯学習課長にお伺いをいたします。町立図書館の1年間の図書購入費は約900万円、ここ数年の決算状況によりますと毎年ほぼ同水準です。推測ですが、低額の中でやりくりをしているように思われます。町立図書館の図書購入に関する現状と課題についてご説明ください。

○松島茂喜議長 藤田生涯学習課長。

〔藤田和良生涯学習課長登壇〕

○藤田和良生涯学習課長 お答えいたします。

図書館の図書購入費は、開館当初の3年間は2,000万円台、その後10年間は1,000万円台となり、平成21年度から令和元年までの11年間は700万円台を推移しておりました。令和2年度からは900万円台を維持しております。住民1人当たりの図書購入費としては363円で、県内図書館の中では3番目という比較的高い水準となっております。

現在の課題といたしましては、開架及び閉架書庫の収納スペースがほぼ満杯となっていることです。そのため、昨年度から除籍を進めておりますが、資料は常に新しいものが入ってきておりますので、絶えず書架の新陳代謝をしていく必要があると考えております。

以前の計画では、書架を重ねて高くする予定で、平成15年度に一般書架4基を2棚上乘せいたしました。しかし、見通しが悪くなることと、地震で高い書架から本が落ちる可能性があるため、その後は行っておりません。今後保存すべき資料が増えていくことが考えられると、収納スペースの確保が必要となります。高い利用率を維持しつつ、限られた予算でどのような資料を充実させていくかが今後の課題になると考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

それでは、町長にお伺いをいたします。町民の読書環境向上、利用者に寄り添ったサービスに努めるためにも、新刊本の価格上昇も考慮して、町として町立図書館の図書購入費の増額、または新たな予算確保策を検討すべきではないでしょうか。また、来年度の町立図書館の図書館資料整備事業における図書購入予算額はどのような方針の下に編成されましたか、お聞かせください。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

図書購入費につきましては、1冊平均約1,800円としまして、5,000冊ほどの購入を見込んでおりまして、900万円を計上しております。これは、先ほど担当課長が答弁したとおり、令和2年度から維持をしている水準であります。基本的なこの方針、考え方といたしましては、利用者の学習要求、社会的な動向などを十分配慮しまして、広く町民の文化教養、調査研究、あるいはレクリエーション等に資する資料を収集しております。

また、常に最新の情報の資料に更新していく必要がありまして、そのために図書購入費については、継続的に資料購入をしていくために安定的な予算の確保が求められている。これと同時に収納スペースの確保も必要になるという課題がございます。令和８年度に策定予定の読書活動推進計画におきまして、事業の拡大、あるいは資料の充実が必要となる場合には、それに併せて適切な予算を確保していきたいと、このように考えております。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 どうもありがとうございました。令和８年度策定予定の子ども読書活動推進計画について、また立派な計画ができることを期待しております。

それでは次に、子ども支援課長にお伺いをいたします。令和７年度、令和８年度に向けて、子育て支援施策などについて新たな取組などがありましたら、令和８年度当初予算の可決を前提とした上でご説明ください。

○松島茂喜議長 松崎子ども支援課長。

〔松崎澄子子ども支援課長登壇〕

○松崎澄子子ども支援課長 お答えいたします。

令和７年度では、保育・教育施設向けＩＣＴサービス、コドモンを１２月より導入し、欠席等の連絡、おたより帳、発達記録、ＱＲコードによる登降園管理など電子化を進めております。１月に実施した保護者アンケートでは、家族がお迎えを済ませたことを職場にしながらアプリで確認でき、安心感を得られ、また英語切替え機能により、日本語に不慣れな保護者の利便性も向上しております。できるだけ混乱を招かないよう、利用を順次拡充し、保護者や職員の利便性向上と保育の質のさらなる向上を目指してまいります。

令和８年度では、こども誰でも通園制度が中野幼稚園内で運用中の地域子育て支援センターにて開始予定でございます。保育所等に通っていない０歳６か月から満３歳未満の子どもが保育施設等を利用できる国の制度であり、月１０時間を上限に１人１時間当たり３００円の利用者負担で利用可能でございます。

また、町では、共働き世帯の増加などに伴う保護者のニーズの変化に対応するため、町立幼稚園２園を統合し、長柄幼稚園の施設において、令和９年度から３歳以上児を対象に幼稚園型認定こども園をスタートする計画でございます。翌令和１０年度から３歳未満児を受け入れる準備として、令和８年度では施設増築の設計業務を進める予定でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○５番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

保育教育施設向けのＩＣＴサービスについて、今回保育園なり幼稚園なりということですが、小学校においても、特に低学年の方たちについては、そういう制度があると家族の方もほっと

する部分があるのかなと。安心するような部分があるかなと、そんなふうに思います。以前それに関連するような質問をちょっとした覚えがありますけれども、そういうことも小学校の中では検討していてもいいのかなと、そのような思いです。

それでは、次の項目に移らせていただきます。大きな2番としまして、ヤード等規制の動向及び町条例制定について建設環境課長にお伺いをいたします。群馬県では、この2月定例議会において群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例案を提出しています。群馬県警では、昨年10月より群馬県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例が施行されています。先ほど同僚議員からも少し質問がございましたが、ヤード等規制の現状及び動向などについて、まずは課長のほうからご説明をいただきたいと思います。

○松島茂喜議長 石原建設環境課長。

〔石原 薫建設環境課長登壇〕

○石原 薫建設環境課長 お答えします。

群馬県は、令和8年第1回定例会において、再生資源物の屋外保管等の適正化を図り、生活環境の保全に資するとともに、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例、いわゆる再生資源物ヤード条例を提出しており、現在審議中でございます。

内容としますと、再生資源物の屋外保管等をする事業者を許可制とし、立入検査や行政処分等の規定を整備、厳格に対処することとしております。構造基準、保管等基準及び維持管理等の遵守事項が設けられており、今後、条例周知、申請の受付等を行っていく予定となっております。令和7年10月より施行されております群馬県警の自動車ヤード条例、今回条例制定の成立を目指している再生資源物ヤード条例がしっかりと守られるよう、群馬県、群馬県警とも協力をしながら、今後ヤードに対して町としても指導を行っていきます。また、国におきましても、不適正ヤード対策に係る措置を含む廃棄物処理制度の見直しに向けて、廃棄物処理法改正に係る法案を令和8年中に国会提出に向けて準備中とのことでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

それでは、町長にお伺いをいたします。ヤード等を規制する目的は、町民が安全で安心して暮らせる住環境を守るため、未然防止を含めた適正化、ルール化を図ることにあると考えています。地域に密接する深刻な問題として、町独自の対策が必要ではないでしょうか。町ヤード等規制に関する条例の制定について、町長の前向きな見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

先ほど担当課長の答弁にもありましたけれども、現在全国的なこのヤードに関しては、課題といたしまして、国において不適正ヤード等の法令改正の検討が行われているというような状況でございます。また、県におきましては、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例が令和8年第1回定例会で審議中ということでございます。

ヤード対策は、群馬県、国においても喫緊の課題としまして、両者において、そういった動き、対応が取られている状況にあります。国におきましても、再生資源物の取扱いについての検討が行われておりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正を視野に検討が令和8年度中に行われるということでございます。

県内におきましては、自動車ヤード、再生資源物ヤードに対する条例が成立いたしますので、町といたしましては、こうしたものに基づきまして、ヤードの状況を県あるいは県警と協力して指導を行っていくというような考えでございます。

その上で、町の条例のさらなる必要性ということでございますけれども、今後も国、県の動向を注視し、検討状況などを確認しながら、町にとってマッチした条例の必要性、これについては引き続き検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 この条例については、もう準備をしていかないと、すぐには実際にはそういうものが策定できないというふうに思っています。取りかかっても半年とか、そういう部分がかかってくるのかなと思っておりますので、いざつくりましょうといったときはまだ半年なり1年先になってしまうということを考えれば、まずはその条例を担当課において準備をしていただく、そういう体制が必要かなというふうに思っています。

自宅のそばにヤードができた方のことを考えてみたらどうでしょうか。本当にそういう部分では深刻な喫緊の問題だというふうに思っていますので、今私が申し上げましたように、もう準備をすることは当然ではないでしょうかというふうに思っています。その後、県の条例だとか、国の関係だとか、そういうところ等の整合性というのを鑑みながら策定をしていくということでいいのかなと思いますので、ぜひもっと前向きにお願いをしたいと思います。

それでは、次の項目に移らせていただきます。中高年の転倒予防対策への助成についてお伺いをします。高齢者の転倒はその後の日常生活に極めて大きな支障を及ぼすおそれがあります。一方、50歳以上の中高年世代でも、加齢等に伴い、身体機能の低下などにより、日常生活に不安を感じている方々が見受けられます。このような方々に対して安全で安心な温かい支援を差し伸べるため、住環境の整備や歩行補助具の購入に係る費用の一部を助成する制度を提案いたします。このことにより、介護保険対象外の福祉用具が購入可能になるとともに、安全に移動できる住環境等の充実を図り、住み慣れた地域で自立した生活の継続を支援するものでございます。

福祉介護課長にお伺いをいたします。介護保険制度では、高齢者の転倒予防などに対する助成として、どのような支援制度がありますか。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

転倒予防などに対する助成につきましては、要支援、要介護認定を受けている方が対象となりますが、福祉用具の貸与及び購入がございます。要介護度によって利用できる用具は異なりますが、まずレンタルできるものは歩行器、歩行補助つえ、置き型の手すり、段差解消のための可動式スロープなどがございます。月額費用の1割から3割が利用者負担でございます。

次に、福祉用具の購入でございますが、転倒予防でよく使われているのは、歩行器、歩行補助つえ、また衛生面から再利用が難しい入浴用の椅子、浴槽用の手すり、補高便座などがございます。こちらは、指定を受けている事業所から購入した場合のみ対象となり、購入前にケアマネジャーに相談し、申請が必要となります。購入対象の上限は10万円で、その1割から3割が利用者負担でございます。

また、住宅改修費の助成もございます。こちらでも要介護認定を受けている方が対象となります。転倒予防で対象となる工事の例といたしましては、手すりの取付け、段差解消のための固定設置スロープ、滑りにくい床材などへの変更でございます。また、和式から洋式への便座の取替え、扉の引き戸等への変更などもございます。このサービスを受けるにも、工事前にケアマネジャーに相談し、申請が必要となります。支給額の上限は20万円で、その1割から3割が利用者負担でございます。

それから、助成金の支給ではございませんが、介護サービスでは、病院や介護老人保健施設などで実施している通所リハビリでの歩行訓練、自宅で理学療法士や作業療法士が実施している訪問リハビリでの屋内歩行訓練、転倒予防動作指導、通所介護、デイサービスでも体操や下肢筋力トレーニングなどを行っている施設がございます。また、町が主催する転倒予防事業でございますが、フレイル予防教室などを開催しているほか、来年度はマシンを使った筋力トレーニング教室を新たに開催する予定でございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 詳細にわたって説明いただきまして、ありがとうございます。

認定を受けている場合、介護保険に該当できる方についてはそれなりのいろいろな支援があるなというふうに思うのですが、その前の世代、50歳代だとか、60代前半の方とか、そういう方にとって、まだまだある面ではもう少し支援が必要なのかなというような思いがございます。その辺も含めて町長にお伺いをいたします。中高年の転倒を未然に防ぐための住環境の整備や歩行補助具の購

入に関する費用に対する助成制度の創設をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 ご質問の介護認定を受けていない方が住環境を整備する場合の助成の新設ということでございますけれども、現状邑楽町の住宅リフォーム補助金という制度がございます、これは床材を滑りづらいものに変更したり、あるいは手すりを屋内に、あるいは屋外に取り付けるなど、こういったリフォーム工事も対象となります。条件としましては、町内業者を使つてのリフォーム工事であることや、その補助金額につきましては、介護保険の住宅改修費同様、最大20万円までということでございますので、歩行補助具の購入費に該当するような既存制度はございませんけれども、この住宅改修につきましては既存制度で十分対応できることから、その活用を検討していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 たしか今の補助制度については、多分補助率が低いのかなというふうに私的には記憶をしております。そのような発言がありましたけれども、ぜひもう少し検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、また大きな題としまして、地域農業や農業施策及び産業団地についてですが、まず地域農業の現状や町の農業振興施策について農業振興課長にお伺いします。町内における直まき栽培及び有機農業の現状などについてご説明ください。

○松島茂喜議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

初めに、直播栽培の現状でございますが、町で把握している限りの情報になりますが、町内の令和6年産の水稻におきましては、2名の認定農業者の方が移植栽培と並行して実施しております。当該の農業者におかれましては、お二人とも令和7年より栽培を始め、作付面積は合計で約2.8ヘクタールと伺っております。町農業委員会、認定農業者協議会が毎年実施している合同研修会において、昨年度認定農業者等を対象にして、農林水産省の職員を講師に依頼しまして、直播栽培についての研修を実施いたしました。研修では、直播栽培は生産コストの削減やメタンガス排出抑制が見込まれるとの情報をいただいておりますので、町といたしましても、既に実施している農業者からの農業などを基に十分検証を行い、農業者の所得控除や環境負荷低減の推進に有益であれば普及促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、有機農業の現状につきましてご説明いたします。現在町内の農業者で慣行農業以外の有機農業や自然栽培等の農業に取り組んでいる農業者の方は7名おられると把握しております。

町内の作付面積につきましては、毎年国が実施している実態調査の令和6年度末時点の数字では合計で約4.76ヘクタールとなっております。現在、町では有機農業等に取り組んでいる方と令和5年度から毎年情報交換会を実施し、国や県の補助金や助成制度の周知、研修会の開催や直売所での販売に関する情報提供などを行っております。また、農業者にとりましては、生産者同士の情報交換などネットワーク構築の機会と考えております。今後も情報交換会を継続し、有機農業等に取り組んでいる農業者にとって必要な情報の提供や学校給食との調整、販路拡大や所得向上のための情報交換を行っていききたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。この関係については、JAのほうに聞いてもいいのかなというふうに思っています。

それでは、もう一度農業振興課長にお伺いします。令和8年度に向けた農業者への支援制度について、制度の拡充や新たな取組などがありましたら、令和8年度当初予算の可決を前提とした上でご説明ください。

○松島茂喜議長 金井農業振興課長。

〔金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長登壇〕

○金井孝浩農業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

現在、農業振興課において、令和8年度に向けた農業者の支援につきまして、拡充や新規で検討しております事業の概要につきましてご説明をいたします。初めに、拡充を考えております事業は邑楽町農業用機械購入費補助事業でございます。本事業は、認定農業者等が作業に必要な農業用機械の購入をする際にその費用の一部を補助し、担い手の育成や産地育成の支援を目的としております。令和8年度は、本事業の内容を一部改正し、目的に農業経営の効率化、省力化を追加して、補助対象の機械にドローンなどのスマート農業用機械を加えました。あわせて、対象とする機械の購入金額が400万円以上のものとしておりましたが、対象とする機械を50万円以上のものと変更し、スマート農業用機械や小型の機械などを購入する場合も対象にして、農業経営の効率化、省力化を推進し、持続可能な農業生産を支援いたします。

次に、新たな取組といたしましては、遊休農地の解消を加速化するため、農業委員会において邑楽町遊休農地再生活動推進事業を実施いたします。農業委員会、農地利用最適化推進委員による農地パトロールを年間を通じて実施し、遊休農地の早期発見と農地所有者への指導等により、遊休農地の発生抑制に努めておりますが、農業者の減少や高齢化に伴い、遊休農地の解消は難しい状況が続いております。そのため、新たに本事業により、対象の遊休農地の除草等、再生作業に取り組む認定農業者等に対して作業面積に応じて補助金を交付し、遊休農地の再生と有効活用の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。また、本事業では、実施後再度遊休農地に返さないよ

う、認定農業者への貸借権の設定や所有権の移転を条件としております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

遊休農地の関係については、これまでも同僚議員のほうからいろいろ解消について質問があったかなと思いますが、ぜひその辺について進めていただければなと思います。一方、後継者がいない農家の方も多いと思っています。そういう方々にもぜひ支援の手を差し伸べてほしいというふうに思っております。

それでは次に、産業団地の取組につきまして町長にお伺いをいたします。本町における産業の活性化、持続可能な町財政の確立や雇用の創出に向け、今後の産業団地造成、企業誘致にどう取り組むのか、町長の見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

基本的な姿勢、考え方といたしましては、優良な企業を誘致しまして、産業振興、あるいは雇用促進、確保を図るために、産業立地に向けた各種調査、調整、これらは着実に進めていきたいと考えております。周辺市町での産業団地開発も当町の成長の機会と捉えまして、様々な情報を収集しながら、県や関係機関と連携して、産業の振興、雇用促進に資するように取り組んでまいりたいと考えております。

また、建設が始まります利根川新橋、これも見据えまして、新たな企業誘致の検討、それから用地の確保、製造業や建設業の中小企業の維持発展にも資するような取組も検討してまいりたいと思っております。なお、具体的には、令和9年度、新規産業団地の造成工事の選定に向けまして、群馬県と先月からまた協議に入っているということでご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 産業団地の造成の中には、土地利用の規制解除とか、また特に農地転用後の農地調整というのが厳しく規制されていますので、この調整というのが大きな課題になっていると思っています。その辺を踏まえて、国の制度等を活用して実現できないかなというふうに、そんなふうにも考えています。また、新聞等でも、近隣自治体でも産業団地を造成しますというような、最近もそのような新聞記事が掲載されておりますが、ぜひ邑楽町においても産業団地の造成が進められるよう期待したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、要望事項でございますが、まずサポートカードについて要望いたします。全国的に普及しているヘルプカードというのは、外見から分かりにくい援助や配慮を広く求めるものであるよ

うに思われます。加えて、一部の政令都市ではサポートカードを希望者に配布しております。それは、主に発達障害やその疑いがある人向けに特化した具体的な配慮や困り事を明確に伝えるツールです。ですから、ヘルプカードとは異なり、日常的なコミュニケーションの円滑化や特性に応じた細かい配慮を求めるために必要とされています。このサポートカードについて検討いただきたく要望いたします。

もう一点、教育長に要望いたします。町内の小中学校の教員の皆さんは、隣接の自治体に異動されても後れを取ることがないよう、本町において学校教育に関するシステムやソフト等の充実をお願いしたいというふうに思っています。どうしても何年かに1回、先生方というのは異動があると思います。行った先でちょっとというようなことのないよう、できれば邑楽町が先頭を走っていくぐらいの、そのぐらいの教員の方たちへの周辺のソフト、システム等の充実をお願いできればなということで要望させていただきます。

それでは、これをもちまして一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11 時 54 分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1 時 00 分 再開〕

◇ 松 村 潤 議 員

○松島茂喜議長 14番、松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 皆さん、こんにちは。議席番号14番、松村潤です。傍聴席にお越しの皆様には、お忙しい中、議場に足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。そして、ネットで御覧になっていただいている皆様にも感謝申し上げます。

それでは、通告に従い、高齢者福祉の充実についてとカスタマーハラスメント対策について質問いたします。まず初めに、1として、高齢者福祉の充実について、(1)聴覚に障害のある方への支援について質問いたします。

厚生労働省によりますと、現在難聴の患者数は約1,430万人で、国民全体の約10%と言われております。難聴の原因は様々で、年齢などにかかわらず、誰しもある可能性があるということでもあります。一般的に40歳代から聴力が低下する傾向があると言われておりまして、65歳を超えると聞こえづらさを感じる人が急激に増え、75歳を超えると約半数の人は聞こえづらさを感じていると言われております。

そこでお伺いいたします。現在役場窓口へ来られる町民の方の中には、難聴者の方や声が聞こえ

にくい方もいらっしゃると思います。窓口として、どのようなコミュニケーションを取りながら対応されるのか伺いたします。

○松島茂喜議長 山口住民保険課長。

〔山口哲也住民保険課長登壇〕

○山口哲也住民保険課長 お答えします。

住民保健課の窓口に来られる人の中には、難聴や聴力の低下が見られる人もいらっしゃいます。日常生活において会話や音を捉えやすくするため、既に補聴器を使用されている場合が多く、そのため職員の説明が聞き取れないといった大きな支障が生じる事案は現時点では特に発生していないものと認識をしております。一方で、聴力が低下している人の中には、補聴器を使用していない人や使用に抵抗を感じている人もおられます。そのような場合には、職員が個々の聴力の状況やご本人のご希望を丁寧に確認した上で対応しております。

具体的には、通常よりもゆっくりと、はっきりとした口調で説明を行うことはもちろんのこと、専門用語をできるだけ避けて、分かりやすい言葉でお伝えするよう心がけております。また、必要に応じてスマートフォンやタブレット端末を活用し、画面上に文字を表示して説明するほか、筆談や住民保険課職員の中には手話ができる職員がおりますので、手話による対応も行っております。さらに、窓口カウンター越しでは聞き取りにくい場合には、ロビーの記載台やソファへ移動して落ち着いた環境で寄り添いながら説明を行うなど、状況に応じた柔軟な対応を実施しております。今後も来庁される全ての方が安心して手続できるよう、きめ細かな配慮と丁寧な対応に努めてまいります。

以上です。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。難聴者の方については、ゆっくり、はっきりと、また必要に応じて手話などを活用してコミュニケーションを取っていらっしゃるということがよく分かりました。

この難聴対策として一般的に知られているのが、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器があります。それとはまた別に、様々な原因によって外耳道が閉鎖している方には、頭蓋骨に直接振動を与えることで音を感知させる骨伝導補聴器が用いられております。近年は、この2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いた聴覚補助機器が開発されています。近隣の自治体でも、高齢者、障害者関係の窓口などで導入されております。軟骨伝導イヤホンには、音を出す穴や凹凸がなくて、耳の穴の中に投入することもないために、清潔を保ちつつ衛生的に使用することができるということでもあります。

資料を送ります。今モニターに映っています。これが軟骨伝導イヤホンでございます。ちょっと大きくします。先日伊勢崎市役所で軟骨イヤホンを体験させていただく機会がありまして、この耳

のくぼみ、このところを右手で押さえていますが、その丸いところをちょっとそのところにつけることによって簡単に小さな声をよく聞くことができました。町民の皆さんが多く利用される窓口には老眼鏡が置いてありますけれども、それと同じように気軽に使っていただくことが必要かと、このように考えております。軟骨伝導イヤホンの導入を前向きに考えていただきたいと思います、いかがでしょうか、お尋ねします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

軟骨伝導イヤホンの導入については、これまで本町において来庁者から具体的な要望はございませんでした。しかし、近隣の自治体に確認したところ、館林市、板倉町、明和町、大泉町では昨年度から導入していることでございました。また、民間事業者においても導入事例があり、その実用性や有効性が確認されております。よって、軟骨伝導イヤホンの導入は窓口サービスの向上施策として今後検討していく案件であると考えます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。窓口サービス向上のために検討する必要があると、このような前向きな答弁をいただきました。

では、町長にお伺いしますが、令和3年に障害者差別解消法が改正されて、障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮とは、ご承知のとおり、行政機関等及び事業者は障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。これが合理的配慮の提供ということであります。こうした聞こえに不安を感じている方への具体的支援として、自治体の窓口や金融機関等の窓口業務において軟骨伝導イヤホンの導入が現在進んでおります。ぜひ聞こえにくく不安を感じている方の窓口における役場の支援として軟骨伝導イヤホンの導入をすべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

難聴や耳の聞こえづらい方への対応につきましては、先ほど担当課長が答弁したとおり、既存の筆談、あるいはタブレットの活用、時に手話などを用いながら丁寧な対応を心がけているところがございますけれども、先ほど担当課長が答弁したとおり、近隣の市町でも多くが最近導入を図っているようでございます。確認しましたところ、使用頻度はさほど多くないようでございますが、多くはないといっても使っているという事例もあるようでございますので、イニシャルコストもさほどかからないようでありますから、早いうちに導入できるよう検討を進めてまいりたいと、このよ

うに考えております。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。近隣市町村では既に導入されているということなのですが、この軟骨イヤホンの貸出しやイヤホンの購入費の助成を行っている自治体もあります。ぜひ本町でも貸出しや助成について検討していただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、(2)として高齢者の終活支援についてお伺いいたします。全国的に人口が減少している一方で高齢者の人口は増加しております。これは、少子高齢化の進行と平均寿命が延びたことによるものと思われます。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年には約900万人に達する見込みであると言われております。高齢者の男性の5人に1人、女性の4人に1人が独居する状況になる、つまりひとり暮らしになるということでもあります。そこで、本町における高齢者数と単身高齢者、それから夫婦2人暮らしの世帯についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 答えいたします。

令和7年12月1日現在になりますが、住民基本台帳上では65歳以上の高齢者数は8,495人でございます。そのうち単身世帯の高齢者数は1,679人でございます。また、高齢夫婦世帯数、こちらは夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯となりますが、こちらにつきましては、令和2年の国勢調査の資料では1,479世帯、全体で15.2%を占めておりました。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。具体的な数値を教えてくださいました。

高齢夫婦世帯が1,479世帯ということで、これからますます増えてくると思いますが、内閣府によりますと、令和6年4月に施行されました孤独・孤立対策推進法の中に、孤立、孤独に悩む人を誰一人取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会を目指すとしております。高齢者や単身世帯の増加、貧困、コミュニティー意識の希薄化など様々な要因から、ひとり暮らしの人が誰にも気づかれずに亡くなって、数日たってから見つかるケースも増加しているということでもあります。

また、2024年の1年間で死後8日以上経過して発見された孤立死は、全国では2万1,800人余りいたという結果が出ております。国内でのひとり暮らしの死亡者は607人いたということですが、そのうち65歳以上の高齢者が472人と、77.8%を占めたということでもあります。そこで、本町においては、この孤独死と孤立死はどの程度発生しているのか、発生件数と近年の動向についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

福祉介護課では、身寄りの方については、墓地埋葬法の関係で警察から連絡がございます。あくまで本課で対応した過去3年間の件数になりますが、令和4年度1件、令和5年度1件、令和6年度が0件でございました。しかし、高齢者数の増加に伴い、今後は増えていくのではないかと予測されます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 年間0件から1件ということで少ないです。少ないほうがいいわけですが、ひとり暮らしで身寄りのない方が亡くなったときは、墓地埋葬法の第9条には、死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならないと、自治体に埋葬、火葬義務を課しております。自分の人生の最期をどう迎えるか、特にひとり暮らしの高齢者の終末期における意思の実現に向け、ご本人は当然のこととして、支える側である地域の方々の安心感が得られるように仕組みづくりをすべきと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

とても大事なことだと認識しております。現在本町では、身寄りがない方の終末期におけるご本人の意思確認を行うことは行っておりません。現状では、近隣のNPO法人で、病院入院時の身元引受人や孤独死した場合の対応などについて、ご本人と直接契約を結んで対応しているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。

NPO法人が本人と直接契約して対応しているということですが、町が墓地埋葬法に基づいて火葬した引取り手のない遺骨の管理、埋葬状況についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

先ほども申し上げたのですけれども、現在本町では近隣のNPO法人へそのままお願いをしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 分かりました。身寄りのない人に寄り添うということで、高齢者の終活を官民の連携によって支援している自治体があります。神奈川県横須賀市では、2015年4月から2つの終活支援を行っています。

1つは、エンディングプラン・サポート事業です。これをちょっと御覧ください。これがエンディングプラン・サポート事業のものなのですが、この事業の対象は、ひとり暮らしで身寄りがなく、経済的にも余裕がない高齢者なので、市が葬儀や納骨先の希望を聞き取り、その上で本人が葬儀社との間で契約書を交わし、事前に約27万円を支払う。生活保護世帯については、5万円を支払うこととなっております。市は、本人が亡くなるまで安否確認や訪問を続けて、死後は火葬を見守り、収骨し、納骨に立ち会うというシステムであります。

そして、もう一つはわたしの終活登録という制度でございます。左手のほうです。これがそうです。これがわたしの終活、ここに書いてありますけれども、年齢制限を設けない。市民だったら、希望する人は誰でも元気なうちに終活情報を登録しておくことができる事業であります。本人なら誰でも電話一本でできるそうでございます。

内容については、次のページにありますけれども、これが内容です。ここに書いてあるのですが、1項目から11項目までありまして、亡くなった際に自分の死を尊重した葬儀や対応をしてもらえるということでございます。本町でもこういったひとり暮らしの高齢者が安心して最期を迎えられるような終活支援事業、エンディングプラン・サポート事業やわたしの終活登録制度の導入を考えますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○松島茂喜議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

本町では、エンディングプラン・サポート事業のような取組は行っておりません。町ではなく、現在は先ほど申し上げました近隣のNPO法人で、孤独死した場合の対応などについてご本人と直接契約を結んで対応しているところでございます。

また、わたしの終活登録事業につきましては、現在エンディングノートを活用した講座を開催したり、広報おうら12月号でも人生会議（ACP）の特集を組ませていただきましたが、自分の意思が尊重された最期を迎えられるような啓発を行っております。実際に呂助けネットワークの高島小学校区の第2層協議体では、人生会議について皆さんで話し合いを行い、人生の最期を考えるための意思表示の大切さについて意見交換を行いました。

福祉介護課では、もしものときに思いを伝えるために、人生会議をするきっかけや入り口となるツールとして人生会議（ACP）簡単チェックシートを作成し、配布をしております。さらに、在

宅医療介護連携相談センターたておうが作成した医療版のエンディングノートMOTTEと町と包括連携協定を締結している企業のエンディングノートを窓口で無料配布しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ご丁寧な説明ありがとうございます。エンディングプラン・サポート事業は取り組んでいないということですが、町長にお伺いしますけれども、本町におきましては情報キット設置事業を行っているということですが、高齢者の皆様に普及されていると思いますが、情報キットには、葬儀、納骨の生前契約先や遺言書の保管先、お墓の所在地など記入されていないと思いますけれども、そうであるならばエンディングプラン・サポート事業やわたしの終活登録事業を始めるべきではないかと思います。

私は、この質問をするに当たって、横須賀市の終活支援センターの専門官の方にお話をお聞きいたしました。専門官が言うには、生きている間に本人の死後の希望を行政が聞いていったほうがいいのではないかとということから、この事業は始まったということなのです。過去の思い出や、それから苦労話をお聞きいたしました。孤立死、孤独死が起きる背景には様々なことがあるという思いも語っていただきまして、地域との関わりを断っていた生活が困窮していく中での状況があるのではないかと、このようにも言われておりました。この孤立死、孤独死を未然に防いでいくための努力というものが行政として必要ではないかと思います。

生きて生活しているときには、医療や介護の福祉的な支援がありますが、それと同様に、終活に関わる支援も横須賀市のように行政が支援すべき事業の一つではないかと思います。高齢者の生命の尊厳を守るため、2つの事業、エンディングプラン・サポート事業とわたしの終活登録制度の導入が必要であります。町長のご見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

横須賀市の取組でございますけれども、エンディングプラン・サポート事業などにつきましてはかつて上毛新聞にも掲載されていたようであります。身寄りがなく、経済的に余裕のない高齢者が自身の葬儀や納骨などの死後の事務を事前に契約、準備できるように市が支援するという事で、全国初の取組として紹介されておりました。利用条件には、独居や身寄りがいないことであるとか、低所得、低資産などの条件はありますが、死後の不安が解消される、あるいは尊厳が維持される、そして費用の明確化など、多くのメリットがあるようでございます。一方、当町におきましては、先ほど担当課長が答弁したように、年間の対応件数も1件あるいは0というようなこともあって、近隣のNPO法人のほうに、ご本人に生前に契約を結んでいただいて、同様の対応を取っていただいているというような状況でございます。

また、終活登録の制度につきましては、邑楽町においては、やはりこれも現在行っておりませんが、代わるものとしまして、人生会議簡単チェックシートの配布であるとか、町と包括連携協定を結んでいる民間企業によって、お力を借りて作成をしておりますエンディングノート、これらを配布し、あるいは邑助けネットワークの場で活用していただいて、そういったもので自分の終末の在り方について啓発を促しているような段階でございます。ただ、議員ご指摘のように、今後いわゆる多死社会、そして孤独死、こういったものの増加も懸念されることから、町はすぐ今対応が取れてはおりませんが、今後も今行っている事業と通じながら、町民のニーズをよく見据えて検討を重ねてまいりたいと、現状ではこのように考えております。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。今後身寄りのないひとり暮らしの方が増えていく中で、助けや支援が必要な方へ確実に支援の手が届くよう、終活支援事業を前に進めていただくよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

大きな2として、カスタマーハラスメント対策について質問いたします。カスタマーハラスメントについては、以前神山議員のほうから質問がありましたが、私は視点を変えて質問させていただきます。顧客が従業員に対して不当な要求を突きつけるカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが大きな社会問題となっております。報道でも取り上げられ、企業が従業員を守る対策の重要性が訴えられています。カスハラ被害のほかにも、パワハラ、セクハラ等の被害があります。

こうした被害は民間企業にとどまらず、自治体など行政の窓口でも増えていると言われております。全日本自治団体労働組合が、少し古い資料であります、令和2年10月に実施した調査では、1万4,213人の組合員から回答があり、「過去3年間でカスハラを日常的に受けている」は4%、「時々受けている」は42%でした。この2つの回答を合わせますと、46%の公務員がカスハラを経験したという結果が出ております。自分ではないが、職場でカスハラを受けている人を見たというケースを含めると76%で、約4分の3の職場でカスハラが発生している実態が明らかになっております。そこで、カスタマーハラスメントについて、町としてはどのように認識をされているのかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

町では、職員へのカスタマーハラスメントについて、職員からの相談や報告などによりカスタマーハラスメントの実態について認識をしております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。

では、本町におけるカスタマーハラスメントの実態についてですけれども、これまでのカスハラ
の件数や困った事例、あるいは実態はどうなっているのかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

職員へのカスタマーハラスメントに関する実態としまして、本庁舎をはじめ町施設における全ての事例について把握のほうはできておりませんが、確認ができているカスタマーハラスメントの事例としましては、来庁者による窓口での暴言や長時間のクレーム、また嫌がらせ電話などがございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。

やはりその電話などがあったということですが、厚生労働省のデータによると、ハラスメントで、心の健康状態、メンタルヘルス不調で通院されている方は国内で約420万人と報告されております。生涯を通じて5人に1人が心の病気にかかるとも言われておりますが、これは誰にでも起こり得る身近な問題であります。カスタマーハラスメント事案が発生した場合に本町ではどのように対応を取るのでしょうか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

職員へのカスタマーハラスメントの事例が発生した場合、窓口における対応では、庁舎警備員を同席させるなど複数人で応じるようにしております。その後、当該職員や所属長等に状況確認を行い、体調への影響についても把握をした上で、必要に応じて相談窓口担当者や産業医との面談を実施し、職員の心のケアに努めております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。

発生した場合には複数の人で対応しているということですが、先ほど紹介しました全日本自治団体労働組合の調査に寄せられた回答では、公務員が挙げたカスタマーハラスメントの内容も明らかになっております。先ほど総務課長から答弁がありましたが、暴言や説教が最も多く64%で、次に長時間にわたる居座りや複数回に及ぶクレームが60%となっております。本町においても、職員に対する暴言や威圧的な態度、居座りなどのカスタマーハラスメントがあった場合の職員の相談体制はどのようなになっているかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

町では、カスタマーハラスメントに限らず、職員からのハラスメントに関する相談に対応するための相談窓口を総務課人事職員係のほうに設置しております。また、その他の相談窓口として、邑楽町職員労働組合、あるいは必要に応じて群馬県市町村公平委員会事務局も紹介しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。

相談窓口は設置されているということですが、この相談件数の推移についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

カスタマーハラスメントに特化した件数につきましては、こちらについてはカウントをしていないため、相談件数の推移については不明ということになります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 カウントしていないということですが、邑楽町では、職員のフルネームを名札に明記していましたが、令和7年4月から名字のみの表記に変更いたしました。これはカスタマーハラスメントの対応の一つかなと考えますが、職員の安全な職場環境づくりのためにも大切な取組だと考えておりますが、先日他町から邑楽町に引っ越してきて3年になる方からお話を伺う機会がありました。どういうことかという、先ほど住民保険課長のほうからもお話がありましたように、邑楽町役場の職員の皆さんは、私たちに対して優しく寄り添い、丁寧な対応をしてくださっているとの喜びの声を頂戴いたしました。私は大変うれしく思っていました。窓口でカスタマーハラスメントに適切に対応するためにも、さらに磨きをかけ、接客に関する十分な知識と心構えが必要であると考えていますが、職場のカスタマーハラスメントの対応に関する研修についてはどの程度行っておりますか、お伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

町では、カスタマーハラスメントの研修については実施をしておりますませんが、令和2年11月に邑楽町職員のハラスメント防止指針、こちらを策定し、同指針に基づいて対応しております。指針で

は、代表的なハラスメントでありますセクハラ、パワハラ、マタハラの説明や職員の心得、またハラスメントへの対応などを規定し、職員に周知するとともに、職員向けにハラスメント防止研修、こちらを実施しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 職員向けにハラスメント防止研修を実施しているということで、安心しました。全国では、刃物で職員を脅すような事件も起きています。こうした事案を教訓として、各自治体では防犯カメラを設置し、不当要求行為への抑止力としております。本町においても防犯カメラの設置や通話内容の録音などをされていると伺っておりますが、その防犯カメラの録画や会話が録音されたテープはどのように管理されているのかお伺いいたします。

○松島茂喜議長 石原総務課長。

〔石原光浩総務課長登壇〕

○石原光浩総務課長 お答えいたします。

町では、来庁者などからのカスタマーハラスメント防止対策としまして、窓口への防犯カメラの設置、録音機能付電話の使用、また庁舎警備員の配置を行っております。こちらについては、有事の際には映像や音声など、事実確認が行えるよう整備をしております。また、先ほどもお話がありました、令和7年1月からは、カスタマーハラスメントへの対策としまして、職員の名札を名字とアルファベット表記のみに変更しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。有事の際には、映像や音声での事実確認、そういった整備をしているということが分かりました。

では次に、学校におけるカスタマーハラスメントの現状についてお伺いいたします。現在教員不足が全国で深刻な課題となっています。要因の一つとして、長時間勤務の常態化、教員の負担が大変増大しているということではないかと思われます。また、通常業務における負担が多い中でのカスタマーハラスメントやトラブル等の対応などによって、教員が精神的、時間的、体力的な負担を受け、疲弊しているのではないかと。そうなのはなりません。そうなった場合に一番不利益を被るのは子どもたちではないでしょうか。教職員が安心して子どもたちと向き合える環境を整えていくことが大変大事なことだと思っておりますが、学校におけるカスタマーハラスメントの現状についてお尋ねいたします。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

学校におけるカスタマーハラスメントとは、学校や教職員に対する要望や言動が社会通念を大きく逸脱し、著しい迷惑行為として勤務環境を害する状態にまで至ることです。教育現場で想定されるカスタマーハラスメント行為には、身体的、精神的な攻撃、威圧的、差別的で執拗な言動や不当な謝罪要求などが挙げられます。長時間にわたる叱責や暴言などで恐怖や負担を与えたり、明確な根拠がないにもかかわらず、教職員に対して過度な謝罪や説明を求めたりするケースが考えられます。社会環境が多様化し、複雑化する中、教育現場で発生するカスタマーハラスメントは学校だけで解決できる問題ではありません。こうした状況を踏まえ、専門家や外部機関と連携しながら学校を支援する体制づくりが全国的にも進み始めております。学校任せにせず、苦情対応を組織的に担う仕組みを整え、教職員を守るための体制づくりが求められております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。専門家や外部機関とも連携しながら組織的な対応が求められるということですが、この件については、教育長にお伺いいたしますが、県内の公立の小中高と特別支援学校で2024年度に精神疾患で休職した教員は前年度比2人減の67人だったことが文科省の人事行政状況調査で分かりました。要因としては、児童生徒への指導に関すること、職場の対人関係、地域住民や保護者との関係などが要因として複合的に絡んでいると見られると新聞報道にありました。全国的に保護者や地域等からの学校への過剰な苦情や不当な要望が相次いでいるということでもあります。

先ほど学校教育課長の答弁にもありましたが、私も教職員が1人でトラブルを抱え込むことのないよう組織的に取り組むようにしていかなければならないと思いますが、本町において教育現場ではどのように対応されているのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

そのような場面では、該当の教職員に学年主任や管理職が同席するなど、複数の職員で対応しております。電話の場合も同じでして、状況に応じて通話者を交代するなど、これも組織的に対応しております。また、社会通念を超える要望や要求等、対応に困った場合には、教育委員会が学校からの相談に乗ることもありますし、学校が県のスクールロイヤーに助言を求めることも可能になっております。いずれにしても、先ほど議員からお話がありましており、教職員が1人で対応することなく、学校として組織的に対応できる体制づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。対応が困難な場合には、スクールロイヤーの助言を

受けることもあるということで、学校におけるカスタマーハラスメントの対応についてよく分かりました。

最後に、町長に伺いますが、町職員は町のため、町民の皆様のために働きたいと、夢と希望を持って役場職員になられた貴重な人材であります。その貴重な人材を守ることが町民の皆様へのサービス向上につながるものと考えております。繰り返しになりますが、一生懸命目の前の町民の皆さんに寄り添うすばらしい職員であります。これからも職員の皆様が安心して働ける環境づくりが大切であります。町長として今後町職員のカスタマーハラスメント対策にどのように取り組んでいくのか、町長のご見解をお伺いいたします。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

カスタマーハラスメントの対応につきましては、現在群馬県を含めまして、県内で6つほどの自治体でカスハラあるいはハラスメント防止に関する条例が施行されておりまして、快適に働くことができる職場環境を確立することの重要性というものが認識されているところでございます。邑楽町におきましても、先ほど担当課長が答弁したとおり、令和2年に邑楽町職員のハラスメント防止条例を策定しまして、この中で全ての職員等が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことができる職場環境を確立することの考え方が明記されております。

現時点では、すぐに職員などのハラスメント防止条例の制定については考えておりませんが、当面この邑楽町職員のハラスメント防止条例に基づきまして、防犯カメラの設置、録音機能付電話の活用、警備員の配置、相談体制の確立、それから必要な研修の実施等、対応を具体的に図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 ありがとうございます。

邑楽町は、人権尊重宣言のまち、邑楽町として、理不尽な不当な要求を繰り返し行う場合に対しては毅然とした態度で対応する。誰もが安心して働くことができる組織づくりに取り組み、さらなる町民サービスの向上へとつなげていただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午後 1時53分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時10分 再開〕

◇ 蟹 和 孝 一 議 員

○松島茂喜議長 6番、蟹和孝一議員。

〔6番 蟹和孝一議員登壇〕

○6番 蟹和孝一議員 皆さん、こんにちは。議席番号6番の蟹和孝一です。通告のとおり質問いたします。よろしくお願いします。

3月に入ったら急に陽気がよくなって、過ごしやすくなったなと思っているのですが、体のほうがいまいち言うこと聞きません。頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。今日私がお尋ねしたいのは、既に皆さんご存じかと思いますが、少子高齢化による町の人口減少についてということです。

まず、大きな問題と捉えられるかもしれませんが、そうではなくて私たち町民にもじわじわとそういう影響が忍び寄ってきているというふうに思っています。それで、まず初めに関口副町長にお尋ねをしていきたいと思います。

町の第七次総合計画にうたわれていますスローガン「幸せあふれる住みよいまち“おうら”」、このスローガンのとおり、ずっとずっと未来まで続いていくことを願うのは私だけではないと思うのですが、人口減少がもたらす悪影響は計り知れないと思うのです。それで、一頃話題にもなりました。町が人口減少が進んでいくことによって、限界集落、あるいは消滅可能性都市などになってしまったのでは取り返しがつかないことになります。そうならないためにも、官民一体といいますか、私たち、今生きている人たちが一生懸命そういうことにも取り組んでいかなければならないのかなというふうに強く思っています。

そこで、先ほど言いました町の見解として、副町長、今その少子高齢化、人口が減っていくということに対してどのような認識があるのか、まずお尋ねします。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃられたように、令和8年度から始まる第七次総合計画の中の中心的な課題は人口減少対策ということになります。また、その中では、人口を増やすという、単純にそれ为目标にするということではなく、そういう社会の中でどうやって町を元気にしていくかということを中心に作成されたと考えています。少子高齢化とそれに伴う人口減少は、本町のみならず日本全体が直面している極めて重要な課題だというふうに認識しています。

現在の状況を分析いたしますと、生産年齢人口の減少は単に数字上の減少にとどまらず、地域の経済活力や伝統行事の維持、さらには地域コミュニティの在り方にまで影響しているものであると考えています。そういう中で、数字的なことで単なる絶望的な未来を捉えることなく、行

政と町民の皆様が一体となって町の未来を真剣に考える重要な課題であり、そのための転換期であると、そのように認識しております。

以上です。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。副町長の仰せのとおりだと思います。そういう認識の下に町を運営していただければなと思います。それでも、少子高齢化の波といいますか、この流れは止められないだろうと。今世紀は恐らくこのまま進んでいくのかなと思います。

では、どうするのだということにもなるのですけれども、人口増が望めないということでありますから、その減っていくのを少しでも、そのスピードというのですか、緩めていく、抑えていく必要があるのかなと思います。マクロ的な見方でありますけれども、少子高齢化が叫ばれて、かなり久しいわけなのですけれども、日本の人口は昨年1月時点で、外国の人を除きますけれども、1億2,065万人、前年から約90万人も減ったというのです。90万人というと、私がここで簡単に90万人と言うのは簡単なことなのだけれども、90万人というのは想像もつかない数なのですけれども、たしか群馬県の人口が180万人ちょっとぐらいですよ。だから、その2分の1ですか、その人たちが減っているということなのです。出生数というのは、全然それに追いついていないというのが現実なのです。だから、想像以上にものすごく速い速度で人口の減少が進んでいるわけなのです。それで、人口が減って、思いもしない悪影響がいっぱい出ているということなのです。国だってそれはもちろん分かっていることで、様々な対策を打ち出しています。だけれども、なかなか思うほどの結果は出ていないのが現実かなと思います。

それで、町も避けて通れない問題、この事象、いま一度真剣に、やっとな大変なことだと。前から気づいてはいると思いますけれども、もっと力をつけてやっていかないと大変なことになっていってしまうのかなというふうに心配ばかりします。少子化対策などもこれから含めて強力な支援が待ったなしなのかなというふうに思うのです。

今までも様々な取組をしています。だけれども、今言いましたように、目に見えた成果というのが出ているのかどうかはつきり分かりませんが、まだ足りないのかなと思うのです。恐らくはもっともっと、繰り返しになりますけれども、強力に推進していかないと大変なことになるのかなと思います。それで、これからの取組といいますか、もしこういう方法もあるというようなことがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少の速度を考えますと、これまでの施策をさらにブラッシュアップさせることや、今本当に町民が必要としている支援をいま一度調査研究していく必要があると、そ

ういう認識は持っております。また、今後の取組といたしましては、現在実施している各施策の検証を行いながら、より効果が高いと見込まれる分野に重点的に投資をしていき、具体的には子育て世代が直面する経済的、精神的な負担を軽減するための支援、また窓口での相談体制の強化など、多様なニーズへの柔軟な対応が今まで以上に重要になってくると考えております。

また一方で、住環境の整備も重要な課題であると認識しております。町外からの移住を検討されている方や町内で独立する若い世代に向けた魅力的な住まいの提供も必要になってくると、そのように考えております。今後もより一層国や県の動向を注視しながら、本町の独自の強みを生かしながら支援策のほうを研究していきたいというふうに考えております。また、少子化対策に特効薬はございませんが、関係各課で連携協力しながら、子どもを産み育てやすい環境づくりを今後も推進していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。課長からして、そういったいろいろな懸案があるということですが、なかなか特効薬がないというのは重々分かります。町は当然これまで多くの施策を実施しているわけですが、結果として人口増には結びついていないと思います。

今後のことなのですけれども、町の第七次総合計画、基本計画の中にも示されていますが、町の人口は右肩下がりです。辛うじて今は2万5,000人台を維持しているわけですが、資料によれば、令和12年、4年後ですけれども、2万3,000人と少しなのですけれども、もうこの先人口増は全く望むべくもないわけですね。特にその中でも心配するのが、私も心配します。町も心配していると思うのですけれども、働き手の不足です。邑楽町ぐらいといいますか、邑楽町クラスの自治体では、一口に言えば、小さな町の経済に及ぼす影響というのはものすごく計り知れない影響があるのかなと思うのです。

これは邑楽町だけの話ではなくて、周辺の自治体もあるわけです。もっと邑楽町よりも人口の少ないところがいっぱいあります。だから、近隣のそういうところと、多分やっているとは思いますが、情報交換とか、手を携えとか、地域間の連携というのですか、そういうのを密にして助け合っていないと、もしかすると共倒れしてしまうかなんて、私はそういうあらぬ心配をするのです。だから、危機感ばかり募りますけれども、そういった選択肢なんかもあるのかなんて思うのです。その点について、担当課長、どういうふうに思いますか。お願いします。

○松島茂喜議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、本町の人口は、町の人口ビジョンの中で示しているとおり、令和12年、2030年には2万3,000人台まで減少すると予想されております。この推計は、将来の行政サービス

や地域計画を維持していく上で重く受け止めなければならない数字であると、そのように認識はしております。特に生産年齢人口の減少は数字以上の影響をもたらすものと考えております。そのような中で、議員ご提案の地域間連携でございますが、効率的な行政運営を行う上で有力な選択肢の一つであると、そのように考えております。

実務的な側面から申し上げますと、既に周辺自治体とは一部の事業で連携を図っておりますが、今後さらに踏み込んだ情報の共有化や広域での協力体制の構築についても検討、研究していく必要があると、そのように認識はしております。周辺市町も同様の課題を抱えていることから、互いに補完し合うことで、単独では困難な課題にも対応が可能になると、そのように考えております。危機感を共有しつつも、実利のある連携の在り方を模索していきながら、地域関係の活力低下を最小限に抑えられるように取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。せっかく近いところにそういう同じ自治体があるわけですから、ぜひ手を携えて、一緒にそういう課題に取り組んでいってほしいなと思います。

それではまた、2つ目、副町長にお尋ねします。人口が減少していくことは、多くの点でマイナス、決してプラスにはならないと思います。町の将来、ひいては次世代の人たちのためにも、これからは異次元の対策、私が言葉で言うのは簡単なのですが、そういう対策を取っていかないと手後れになってしまうのかなというふうな思いがあります。

その構想についてお聞きしたいと思うのですが、人口減少は、まさに私たち一町民は暮らしに迫る危機的状況だと言っても言い過ぎではないと思うのです。先の話になりますけれども、ある推計によれば、2040年代になると人手不足って1,100万人にもなるそうなのです。1,100万人という、先ほども私は数字を言いましたけれども、とても想像もできない数なのですが、多分東京都民に近づくぐらいの人数だと思うのですが、これがどんな影響をもたらしていくかは分かりません。だけれども、あらゆる職種、産業、ものすごい影響が出てくると思うのです。だから、人が減っていくということはあらゆる面でマイナスに行くわけです。

だから、次世代の子どもたちのためにも、異次元の政策といいますか、そういうことをぜひ考えていって、第七次総合計画にも細かいことはいっぱい出ています。だけれども、あまり手を広げ過ぎて、できないものも結構あったというのでも困りますし、やっぱり重点的にといいますか、できるものから力を注いでいくというようなことがいいのかなと思います。すぐできるということではないのだと思いますが、その辺の考えは副町長はどのように考えているか、ちょっとお聞かせいただければ。

○松島茂喜議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長　お答えいたします。

先ほどから議員もおっしゃっていますように、現在これをやれば人口が増えるというのは難しいというふうに考えています。国を挙げてそのような議論はされておりますし、全世界的にも同じような状況になっている国はあるということでございます。そういう中でどういったことを考えることができるのかということでもありますので、第七次総合計画の中ではいろんなことを予定していますが、私の個人的な部分も含めて発言していきたいと思います。

現在群馬県の人口は、先ほど言ったように200万を切っている状況ということで、上毛かるたの「ち」の札は今190万になっているということです。私が上毛かるたをやっていた頃は160万でした。今いらっしゃる方の半分以上の方はその数字で上毛かるたをやっていたと思うのですが、その後は10万ずつ増えて、私の子どもが20年ぐらい前にやっていたときは200万という数字が長く続いたみたいなのですけれども、令和5年から190万人、10万人減ったという状況にあります。その160万から200万に増える間に、邑楽町においても人口が増えまして、いろんな公共施設、学校もそうですし、社会教育施設も新しくできました。また、いろんな道路を含めたインフラ等の整備も進んだと思います。それは、人口増に伴う社会整備という形で進んだと思うのですが、現在は人口が今度は減っていくということになりますので、そういう中でどういった活力を維持していくのかということに関しましては、単純に今までと同じことをやっていくということではなくて、例えばコンパクトなまちづくりや、量ではなくて質の高い価値を提供すること、あるいは教育、あるいはデジタルへの投資等で、少人数だからこそできる質の高い教育環境の整備や、AI、ロボット、そういった技術を活用した産業へのアプローチというようなものも必要だと思いますし、多世代、高齢化と言っていますけれども、高齢の方がいるということであれば、そういう方と働いている世代、あるいは子どもたちが一緒になって新しい未来を創っていくというような、コミュニティを再構築するということも必要ではないかなと思います。そういった新しいまちや社会をつくることで、個人を重視した、そして将来に希望が持てる未来を若い人たちに示すことで、将来の出産や子育てに対する不安を払拭していけるのではないかなというふうに思います。

現在の人口減少については、社会減、生まれる子どもの数が亡くなる人の数を大きく下回っているということになっておりますので、亡くなる方の推計はできますけれども、出産数については、今後のことについては希望的な観測や悲観的な観測等で推計するしかありません。それを少しでも増やしていくには、若い人がこの町に長く住みたい、安心して住めるというような環境をつくっていくことが必要ではないかなというふうに思っております。また、そういったことを実現するための手法も新しい総合計画の中では取り組みながら、世の中の流れは早いですから、状況に応じていろんな対策を進めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。なかなかこれといった解決策はありませんけれども、そのような方向を目指すべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 ありがとうございます。

若い人たちに住んでもらうということが一番大事なことだとは思いますが、そういういろいろな施策をしてもなかなか定着しないと。東京一極集中、それはそうです、お金のかけ方が桁外れに違いますから。だから、これはもう東京圏、神奈川県にしても、千葉県にしても、埼玉県にしても到底かないません。だから、不満がいっぱい出ているのですけれども、さぞかし東京都の小池知事は笑いが止まらないのかななんて思います。そんなことを考えても仕方ありませんけれども、副町長もおっしゃっていましたが、そういう人たちに粘り強く町のよさをアピールして、何とか踏みとどまって住んでいってもらう、そのことしかないのかなと思います。ぜひそういうのも頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

教育長にお尋ねします。少子高齢化ですから、おのずと子どもたちも減ってくるわけなのです。それで、以前にも同僚議員が同じ質問をしているかと思うのですが、またここで私もちっとお尋ねしたいと思うのですけれども、遠からずして学校の統廃合も視野に入ってくるのかと思っているのです。それで、以前教育長は地域住民の思いが一番大切だとおっしゃっていました。私もそのとおりだと思いますし、そうするべきだと思うのです。現時点でもし具体的な取組があればちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。お願いします。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。

来年度、長柄小と呂楽南中に学校運営協議会、コミュニティ・スクールを立ち上げるべく、現在準備を進めているところであります。再来年度には残りの4校にも立ち上げる予定になっております。学校運営協議会は、それぞれの学校が直面する課題について、地域や保護者の皆さんと一緒に解決策を考え、実現に向けたアクションを行っていく仕組みであります。学校の統廃合等も含めまして、適切でよりよい教育環境の在り方についても、この仕組みを有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 教育長、ありがとうございます。コミュニティ・スクールですか、それが立ち上がる、これはうれしい限りです。ぜひ立ち上げていただいて、きちんとやっていっていただきたいなと思います。

子どもたちの数が減っていくということは、本当にこんな寂しいことはないのです。これは教育長に要望ですが、令和7年度の学年別の児童生徒数を見ると、4小学校全体で1,076人です。軒並

み学校のクラスは2クラス以下です。だからといって、いきなり統廃合なんてことはないのです。私は、そんなことはする必要はないと思います。少ないなりによいところがいっぱいあって、すごく質の高い、いい教育環境といたしますか、それが実現されているのだと思うのです。ですから、それをぜひ維持継続してやっていただきたいと思います。

しかしながら、将来にわたって見ていけば、先ほども申し上げましたけれども、子どもたちの数というのはどうしても減少していくわけです。好むと好まざるとにかかわらず、縮小という現実は今後は避けて通れないというふうに思うのです。でも、全く急ぐ必要はありません。ずっと本当にぎりぎりまで継続していただきたいと思います。これからの情勢にも多分よると思うのですけれども、地域の方々の思いといたしますか、意向も踏まえて、ぜひ検討、研究をしていただきたいと思います。これは要望ですから、よろしくお願いします。

町長に最後お伺いします。待ったなしの少子高齢化社会についてお尋ねするのですが、町長は就任以来、多くの難問、難題、課題に取り組まれてきました。それなりの結果も出ていると思います。しかしながら、町の現状を見ると、大型店の撤退というような話も伺っております。これは民間のことではあるのですが、これだって人口減少の遠い一因かなとも思うのです。これから町の活性化を図るためにも、先ほど来申し上げていますが、強力な少子高齢化対策を町長自らも取っていただきたいと思います。町長は、今私が申し上げました少子高齢化対策、どのような思いをお持ちか、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 答えいたします。

今議員のご指摘のとおり、町内でも店舗の撤退というようなお話も出ているようでございますけれども、店舗の撤退については、市場の競争原理に基づくものが主たる要因ということであろうと思いますけれども、確かにこの後大幅な人口減少が起きますと、それに伴って消費の減退ということによる撤退ということも起きる可能性は十分にございます。そのことが町の活力を失わせることになってはなりませんので、町としましては、地場商工業の活性化については、地域に根差した商店、サービスの魅力を再発見、支援する目的で、現在実施をしておりますコハクペイ事業などについて今後も継続をしてまいりたいと考えております。

少子化対策についてでございますけれども、現在の人口減少局面を劇的に変化させる特効薬はないということは議員もご承知のことかと思っておりますけれども、取り組むべき対策としましては、待機児童を出さないことはもちろんでございますけれども、多くの共働き世帯の経済的なサポート、また少子化対策は新総合計画の中でも重点施策に取り上げられておりますので、今後も最優先事項として取り組んでまいりたいと考えております。そうしたものの一環としまして、来年度からは国の公立小学校の学校給食費の無償化が行われますけれども、これに呼応しまして、町のほうでは町費

で中学校のほうの給食費の無償化も実施ということで、新年度予算でご提案させていただいているところでございます。町民が日々の暮らしの中に喜びや希望を見いだして、今後もこの社会が継続できますよう、新しい総合計画に記載しました事業について今後も着実に職員一丸となって取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 蟹和孝一議員。

○6番 蟹和孝一議員 町長、ありがとうございます。ぜひ給食の無料化も含めて、打てる手、打てる対策は強力に進めていっていただきたいなと思います。それがひいては町民あるいは子どもたちの将来のために大きく力になるのかなというふうに思います。ぜひその点については忘れずに実施していただきたいと思います。

ちょっと早いのですが、これは町長に要望です。質問ではありません。私いつも思うのですが、町の財政基盤からして、現在の職員数が適正かどうかは分からないのですが、個人的には少ないかなと思っているのです。むやみに増やしてくれということではないのです。これからの人口減とか日本の多くの専門家が指摘しています。大きな災害、地震なんかは特にそうなのですけども、そのような大きな災害時のことを考えれば、やはり人手は要ると思うのです。財政面での不安もあります。そして、AIやDXも最大限それは生かしていけばいいのだと思いますけれども、やっぱり最後は人間の力、人なのだと思うのです。現場、現実、現物、物事というのは多分みんな人が動かしているはずなのです、人間が。だから、いざというときのためにも町民は行政を頼ります。個人一人の力では本当に小さなことしかできません。備えあれば憂いなしではないですが、町民のよりどころでもある行政機関、そして町を引っ張っていく行政、職員の方に頼るしかないのです。行政は、効率化ばかりを求めるのではなくて、本来の目的でもある住民サービスに大きく力を注いでほしい、そう思うのです。

先ほども申しましたが、社会情勢がこれからどうなるか分かりませんが、まだ町は逼迫した人口でも財源でも、そのような状況ではないと思います。できるときにやれば、きっと町民も応援して支援してくれると思うのです。ですから、ぜひ行政もそのことを念頭に置いて、町長以下、職員の皆さんも、先ほど松村議員からもそのようなカスハラの話で職員を守るといようなお話もありました。ぜひそういうことも含めて町民のために働いていただきたい。私たちもちろん頑張っていきたい、そう思っております。ぜひそのようにやっていただきたいなと思います。ちょっと早いですが、以上で私の質問は終わります。いろいろありがとうございました。

○松島茂喜議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時47分 休憩〕

○松島茂喜議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時05分 再開〕

◇ 三ツ村 由 紀 議 員

○松島茂喜議長 2番、三ツ村由紀議員。

〔2番 三ツ村由紀議員登壇〕

○2番 三ツ村由紀議員 皆さん、こんにちは。議席番号2番、三ツ村由紀です。本日最後となり、皆さんもお疲れかとは思いますが、どうぞ最後までよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問いたします。今回の通告は、小中学校におけるICT教育の現状と課題です。

文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき、邑楽町でも1人1台タブレット端末の環境整備が進みました。ICTは、今後の教育現場に欠かせないものとなります。そのためには、現場の声をキャッチし、推進していく中に成功の鍵があると考えます。

GIGAスクール構想は、教育機関におけるICTを活用した学習を充実させ、教員や児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指す取組で、文部科学省より2019年12月に提唱されました。文部科学省によると、GIGAスクール構想とは、児童生徒向けの1人1台端末と高速かつ大容量のネットワークを整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に、個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる取組をいいます。

なお、GIGAスクール構想のGIGAとは、グローバル・アンド・イノベーション・ゲートウエー・フォー・オールのグローバルのG、イノベーションのI、ゲートウエーのG、オールのAの頭文字を取った略称で、全ての児童や生徒にグローバルで革新的な扉をとという意味です。GIGAスクール構想は、GIGAを実現するための具体的な取組内容を示したものとなります。

また、ICTはインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略称で、情報通信技術と略されます。ITがインフォメーション・テクノロジーの情報技術、デジタル機器やデジタル化された情報や技術を指すのに対し、ICTはITのIとTの間にコミュニケーションという言葉が入っているとおり、単なる情報処理にとどまらず、ネットワークを活用した人と人とのつながり、コミュニケーションに活用する視点が含まれた概念を指します。

よって、ICT教育とは、端的に言うと、今までアナログで行っていた教育のデジタル化のことです。具体的には、電子黒板、パソコンやタブレットなどのデジタル機器の導入、インターネットを介した学習支援ツールの活用などを行う教育の総称をいい、社会のデジタル化に対応できる能力を育むことを目指しています。

先日、私の所属する総務教育常任委員会で実際にタブレット端末を使った小中学校の授業を見学させていただく機会がありました。そのうち私は1月16日に邑楽中学校の1年生の技術の授業と1月19日に中野小学校の5年生の国語の授業見学に参加させていただきました。生徒1人1台のタブ

レットを使った授業です。生徒たちがいとも簡単にタイピングを行いながら、各種のツールを使いこなし、意見交換を進めている光景に大変驚きました。

また、事前に中学1年生の技術の授業の見学と聞いていたので、彫刻刀や電気のこぎりでの工作を想像していましたが、全く違いました。プログラミングの授業で、タブレットから自分で指示を出してリモコンカーのような車を動かすという内容に大変驚きました。40年ほど前の昭和の時代を生きた私には想像を絶する授業内容でした。

プログラミングとは、コンピュータに対して特定の処理を実行させるための指示や命令を書く作業のことです。これを行うために使うのがプログラミング言語という特殊な言語で、これを使ってコンピュータに仕事をさせるためのプログラムを作ります。文部科学省の言うプログラミング教育の在り方とは、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができることを体験させながら、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考能力を育むことであるとしています。

ここで言うプログラミング的思考とは、プログラムをコンピュータに分かるように作るのがプログラミングであるので、どのような手順で仕事をさせていけばいいか考えていくことです。このプログラミング的思考を身につけ、コンピュータの働きを自分の生活に生かそうとする態度を身につけること、問題の解決には必要な手順があることに気づくことをプログラミング教育で目指していくとされています。子どもたちに自由にICT機器を活用してほしいと思う側面と、セキュリティ対策のような一定の規制の必要については、運用面でのバランスが難しいところかとは思いますが、目まぐるしく変わるICT関連の状況について、しっかりとアンテナを張っていただきたいと思っています。

そこで、端末を使用する上で、有害サイト等へのアクセスなどに関するセキュリティ対策についてどのような策を講じているのでしょうか。ICT機器を活用する中で、児童生徒の個人情報や学習データの管理、保護、インターネット上での安全性が重要な課題です。適切なセキュリティ対策とプライバシー保護が求められています。町では児童生徒の情報セキュリティに関する対策をどのように行っているのか伺います。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

まず、ハード面においては、町から貸与している1人1台端末について、国の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づき、全ての端末にウェブフィルタリングを導入し、不適切なウェブページの閲覧防止やウイルスをはじめとしたマルウェア対策を行っています。また、児童生徒が作成したデータはクラウド上に暗号化されて保存され、安全に保護されるため、情報漏えいするリスクは極めて低く、万が一端末が盗難や紛失により第三者に渡った場合でも不正にアクセ

スされないよう、教育委員会からの遠隔操作によるセキュリティ設定の一元管理、端末のロックやデータ消去などの管理体制を確保しています。

次に、教育的見地については、ＩＣＴ機器を活用するに当たり、児童生徒の個人情報や学習データを適切に保護し、安全に活用するためには、機器の設定等の技術的対策に加え、児童生徒及び教職員の情報セキュリティに対する意識の向上と適切な運用が重要であると認識しております。まず、児童生徒に対しては、学級活動や専門的な外部講師を招き、情報モラル教育を通して、個人情報を安易に公開しないことや、不適切なサイトへのアクセスの危険性、インターネット上での適切な行動について指導しております。また、端末の使用ルールを示し、学習目的に応じた適切な活用ができるよう継続的に指導しております。

次に、教職員に対しては、情報セキュリティ及びＩＣＴ活用に対する研修を通して、個人情報の適切な取扱いや児童生徒の学習データの管理方法について理解を深めております。特に個人情報の外部への持ち出しの禁止やクラウドサービスの適切な利用、ＩＤ、パスワードの適切な管理などについて、服務規律の観点からも指導を徹底しております。さらに、各学校においては、情報担当教員を中心として、校内の利用状況の確認や指導体制の整備を行うとともに、問題が発生した場合には速やかに管理職及び教育委員会へ報告し、組織的に対応する体制を整えております。今後も児童生徒及び教職員の情報セキュリティ意識の向上を図るとともに、安全で適切なＩＣＴ活用が推進されるよう、継続的な指導と研修の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○２番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。端末が盗難に遭ったり紛失した場合でも、不正アクセスの防止として遠隔操作による管理体制が確立しているということを聞き、安心しました。引き続き、児童生徒と教職員の情報セキュリティ意識の向上を図り、安全なＩＣＴの活用と研修をお願いしたいと思います。

次に、ＧＩＧＡスクール構想が目指す学習の個別最適化という観点に立てば、端末を授業内だけではなく、自宅に持ち帰って自由に使用できる選択肢もあってしかるべきだと考えます。現に１月１９日に中野小学校の５年生の国語の授業見学に参加させていただいた際に１人だけタブレットを持っていない生徒がおりました。同行してくださった校長先生に確認したところ、自宅に忘れてきてしまったとのことでした。授業の内容は、冬の季語を使った俳句を作り、作った俳句の内容に沿ったイラストや写真をインターネット上で探し、タブレットから先生に送信するというものでした。私は、その生徒がタブレットを忘れてしまって落ち込んでいるのかな、せっかく俳句を考えて作っても先生に送信できないななどと内心心配して、その生徒を注力して見ておりました。しかし、私の心配などよそに、その生徒は前の席の子にタブレットを借りて、ノートに書き留めた俳句の写真を撮り、先生に送信していました。さすがデジタルネイティブです。家庭への持ち帰りによって、

端末の故障リスクというのは当然高まると思いますが、仮に故障した場合、どのような形で対応していくのでしょうか。保険などの選択肢もあるかとは思いますが、お聞かせください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

故障があればすぐに代替端末が使えるように、各学校に予備機を配備しています。故障端末については、必要に応じ町の予算で修繕をしています。また、故意によるものや重大な過失による故障については、邑楽町立小中学校児童生徒学習用情報端末等貸出実施要綱に基づき、保護者に費用負担を求めています。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 それでは、再質問ですが、町の予算で修繕をしたり、故意や重大な過失による故障により保護者に費用負担を求めた件数を教えてください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

令和3年度から令和7年度までの5年間の合計になりますが、町の予算で修繕した件数は計146件、故意や重大な過失など、保護者に費用負担を求めた件数は計10件となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。

端末の持ち帰りに関して大きなハードルの一つに、家庭のWi-Fi環境の整備、つまり平等性の担保というものが挙げられるかと思えます。現状生徒たちの各家庭のWi-Fi環境はどの程度整っているのでしょうか。邑楽町におけるICT環境の整備が進んでいるとはいえ、家庭の経済状況や地域差によってICT活用に格差が生じている場合もあるかと思えます。その点についてどのように対策を講じているのでしょうか。例えばインターネット環境が整っていない家庭への支援策や低所得家庭向けへの具体的な取組があれば教えてください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 お答えいたします。

経済的な理由で無線インターネット環境が構築できない家庭等へは、邑楽町立小中学校児童生徒家庭学習用モバイルルーター等貸出実施要綱に基づき、町で契約したモバイルルーターの貸出しを行い、無線インターネット環境の構築支援を行っています。また、学校内だけでなく、中央公民館

など、町内の生涯学習施設でも無線インターネット環境が構築されており、町が貸与しているクロームブック端末を施設内で使用する際は自動的にインターネットにつながるように設定し、家庭以外でもクロームブック端末による学習環境を整備しております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。

それでは、タブレット端末の更新があったと聞きました。更新したタブレット端末の台数と価格及び機種について伺います。またあわせて、処分する旧端末の台数についてもお聞かせください。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 答えいたします。

新端末は1,879台、1台当たり5万1,260円です。機種はNECクロームブックY4、旧端末については1,888台になります。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。新端末が1,879台で、旧端末が1,888台ということは、9台減っているということですね。分かりました。

今処分する旧端末が1,888台との答弁がありましたが、旧端末の処分についてはどのような対応を想定しているのでしょうか。更新時には、古い端末の買取りを行っている業者もあります。もし買取りが実現すれば、それによって生まれた収益を有効活用できるのではないのでしょうか。端末の配備が早かった自治体では、次々に更新を迎えるタイミングがやってきました。答弁のことながら、そうした他の自治体の手法について情報収集を行い、参考にしてほしいと思いますが、更新後の旧端末の処分、活用予定について伺います。

○松島茂喜議長 川島学校教育課長。

〔川島隆史学校教育課長登壇〕

○川島隆史学校教育課長 答えいたします。

更新後の旧端末については、町の事業でのリユース希望を募っています。リユース先としては、現在のところ個人端末が配備されていない職員への配備や、幼稚園で園児の自由な学びに役立てたり、町立図書館の利用者向け介護予防事業での高齢者向けの端末利用を予定しております。リユースする端末以外は、基本的には売却する予定となっております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○2番 三ツ村由紀議員 ぜひ旧端末をリユースや売却をして、無駄にすることなく有効活用してい

ただきたいと思います。

次に、教育長に伺います。これまでの現状や課題を踏まえ、ＩＣＴ教育を一過性の取組に終わらせることなく、町の教育の質の向上につなげていくことが重要であると考えます。また、ＩＣＴ教育が進む中で、機器の整備だけでなく、子どもたちにどのような力を身につけさせたいのかということが重要だとも考えます。今後本町のＩＣＴ教育の質を高めていくために、教育長として重点的に取り組もうとしている施策や特に重視していきたい点は何か伺います。

○松島茂喜議長 小林教育長。

〔小林淳一教育長登壇〕

○小林淳一教育長 お答えいたします。本町のＩＣＴ教育の質を高めていくために重視することとして、２点挙げたいと思います。

まず、第１点目は教師のＩＣＴ活用指導力のさらなる向上です。数年前に比べ、本町の教師のＩＣＴ活用指導力は確かに向上してきておりますが、まだ個人差があります。ＩＣＴ活用を児童生徒の確かな資質能力の育成につなげていくために、研修等を通して一層の指導力の向上を図っていく必要があると考えます。

２点目は、児童生徒への情報モラル教育の充実であります。生成ＡＩが加速度的に普及する中、児童生徒への情報モラル教育や著作権についての指導は一層重要になってくると考えるからです。国の中央教育審議会が昨年公表した論点整理によれば、次期学習指導要領では情報活用能力の抜本的向上が重点の一つとなっているようです。そのような国の動向も見据えながら、ＩＣＴ教育の一層の充実に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○２番 三ツ村由紀議員 ありがとうございます。ぜひ教育長を筆頭にＩＣＴ教育のさらなる充実に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、町長に伺います。何点が質問させていただきましたが、町におけるＩＣＴ教育の現状や課題を踏まえ、町長としてどのような見解をお持ちなのか伺います。

○松島茂喜議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

先ほど担当課長が答弁してきましたとおり、本町ではこれまで１人１台端末の整備や通信環境の整備を進め、児童生徒がＩＣＴを活用できる教育環境の充実に取り組んでまいりました。先日行われましたまちづくり夢フォーラム、邑楽中学校、南中学校の２年生によって中央公民館で実施しましたけれども、このときの生徒の発表の様子からも、端末を活用して、自らの考えをまとめ、発信する力が着実に育成されているものと認識をしております。

また、情報セキュリティ対策、端末の故障対応、家庭での通信環境への配慮、更新後の端末の有効活用など、ＩＣＴ環境の適切な管理というものについても教育委員会を中心に着実に取り組まれているものと考えております。ＩＣＴは、これからの社会を生きる子どもたちにとって必要不可欠な学習基盤であり、単に機器を整備するだけでなく、児童生徒一人一人の学びの質の向上につなげていくことが重要であると考えております。

今後も教育委員会と連携をしながらＩＣＴを効果的に活用した教育環境の充実を図るとともに、児童生徒が主体的に学び、自らの考えを表現し、発信できる力を育成する取組を継続的に支援してまいりたいと考えております。引き続き、本町の将来を担う子どもたちの可能性を広げるためにもＩＣＴ教育の充実に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○松島茂喜議長 三ツ村由紀議員。

○２番 三ツ村由紀議員 ありがとうございました。

今町長の答弁にもありましたが、私も２月２７日に中央公民館で行われたまちづくり夢フォーラムに参加させていただきました。邑楽中学校と邑楽南中学校の２年生が参加し、自ら学び、自ら考えた町に対する要望や、こうしたらもっと町がよくなるのではないかという思いをタブレットを使い発表しました。生徒たちが目をきらきらさせながら一生懸命考えを表現している姿に、邑楽町の夢あふれる明るい未来が重なり、大変感動いたしました。

このように、ＩＣＴ教育が子どもたちの学びへの興味関心を引き、主体的に学ぶ力を育み、学習内容の理解を深くします。一人一人がタブレット端末を利用することで、個々の理解度や関心に応じ、誰一人取り残すことのない個別最適化された学びが実現できます。

そして、ＩＣＴ教育の学びは子どもたちの将来に大きく影響します。引き続き、多角的な視点からのＩＣＴ教育の推進をお願いするとともに、これまでの教育実践とＩＣＴ教育の組合せによって学びの質がさらに向上することを期待して、私の一般質問を終了いたします。最後までご清聴ありがとうございました。

◎散会の宣告

○松島茂喜議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日の会議は以上にとどめ、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松島茂喜議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、明日５日は午前１０時より会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

〔午後 3時35分 散会〕